

平成16年 第3回(定例)吉 岐 市 議 会 会 議 録(第5日)

議事日程(第5号)

平成16年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 23番 中田 恭一
- 40番 倉元 強弘
- 30番 山内 道夫
- 21番 立川 省司
- 20番 橋本 早苗
- 8番 町田 正一
- 22番 鵜瀬 和博
- 2番 町田 光浩
- 33番 大浦 利貞

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(57名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 菊田 光孝君 | 2番 町田 光浩君 |
| 3番 小金丸益明君 | 4番 深見 義輝君 |
| 5番 坂本 拓史君 | 6番 今西 徹也君 |
| 7番 平尾 典子君 | 8番 町田 正一君 |
| 9番 今西 菊乃君 | 10番 市山 和幸君 |
| 11番 田原 輝男君 | 12番 長島 清和君 |
| 13番 山下 澄夫君 | 14番 豊坂 敏文君 |
| 15番 富田 邦博君 | 16番 山下 正業君 |
| 17番 立石 和生君 | 18番 坂口健好志君 |
| 19番 中村出征雄君 | 20番 橋本 早苗君 |
| 21番 立川 省司君 | 22番 鵜瀬 和博君 |
| 23番 中田 恭一君 | 24番 東谷 伸君 |

25番 馬場 忠裕君	26番 久間 進君
27番 小園 寛昭君	28番 眞弓 倉夫君
29番 大久保洪昭君	30番 山内 道夫君
31番 江川 漣君	32番 西村 勝人君
33番 大浦 利貞君	34番 榊原 伸君
35番 長岡 末大君	36番 酒井 昇君
37番 久間 初子君	38番 浦瀬 繁博君
39番 末永 浩君	40番 倉元 強弘君
41番 横山 重光君	43番 平畑 光君
44番 吉田 寛君	45番 吉富 忠臣君
48番 永田 實君	49番 森山 是蔵君
50番 山川 峯男君	51番 近藤 団一君
52番 牧永 護君	53番 品川 洋毅君
54番 長山 茂彌君	55番 川谷 力雄君
56番 赤木 英機君	58番 入江 忠幸君
60番 原田 武士君	61番 深見 忠生君
62番 瀬戸口和幸君	

欠席議員（5名）

42番 川添 隆君	46番 佐野 寛和君
47番 安川 芳一君	57番 中村 瞳君
59番 立石 一郎君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局書記 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君	事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	（ 欠 席 ）
産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	白川 武春君

消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	立石 勝治君
石田支所長	喜多 丈美君			
教育次長兼教育総務課長				吉富 一敬君
総務課長	米本 実君	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長				堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	(欠 席)
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行				前田 正博君
農業委員会事務局長	...	市山 保信君			
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長				山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君			

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は57名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・

日程第1．一般質問

議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は質問、答弁を含め30分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、23番、中田恭一議員の登壇をお願いします。

議員（23番 中田 恭一君） おはようございます。通告に従いまして、質問をいたしたいと思ひます。

現在、少子・高齢化が大変進んでおりまして、社会的にもいろんな面で大きな影響を与えることと思ひております。今回は、少子化・高齢化に関する質問をそれぞれ1点ずつお伺いをいたしたいと思ひます。

まず1点目は、学校の統廃合についてお伺いをいたします。現在、壱岐市内20校の小学校で、生徒数2,000人程度しかおりません。中学校においても10校で1,150人と、生徒数も年々減少していくばかりでございます。今、住民の間でも合併をいたしまして、学校の統廃合についていろんな話が出てきていますし、皆さん心配もされております。まずは、統廃合について、現在また将来的に向けてどういふお考えを持てあるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。市長にもですが、教育の関係ですので、教育長にもそのお考えをお伺いいたしたいと思ひます。

2点目は、特養ホームの介護事業についてお尋ねをいたします。この件は、先日議案質疑の中で鵜瀬議員より質問があつておりましたが、重複する点はなるべく避けながら質問をいたしたいと思ひます。現在まで、特養で行なわれてきた居宅介護支援事業が、ケアマネジャーの資格を持った職員の家庭の都合による退職で、現在休止の状況となつていふと思ひますが、8月に職員の募集をしています。しかし、なかなか資格を持った人がおらず、現在でも補充ができていふ状況であります。今まで利用してあるお年寄りの方たちが大変心配をしていられるし、いろんな苦情も聞いております。ほかの施設での対応もされていふと思ひますが、早急な事業の再開が望まれると思ひます。その後の職員採用の対応や、事業再開に向けての対応がどのようになつていふのか、お尋ねをします。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 中田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 23番議員の質問にお答えをいたします。

まず、学校の統廃合、それと校区、学校選別も言われましかね、通告書にはそのようになつておりますが、その件につきまして答弁をいたします。

学校の統廃合につきましては、それぞれの学校にはそれぞれの歴史がありまして、地域との縁も強いものがありまして、合併したら即学校の統廃合と一律の対応とはならないと考へております。特に小学校の場合は、住民感情や児童の通学条件等の問題があり、容易には推進できない状況でございます。しかし、行財政改革の側面からは現在からの行政サービス水準を低下させることなく、将来の少子・高齢化に伴う財源不足等に備へるためには、教育も例外ではございません。

統廃合についての基本的な考へ方は、いわゆる小規模校については教職員と児童生徒との人間的な触れ合いや、個別指導の徹底など特有のメリットもございふます。しかし、一般的に集団によ

る切磋琢磨の面からの教育効果が望みにくいことや教員の適正配置、つまり専門外の教科の指導を行なう教員がふえること、また部活動の選択の幅が狭くなること、また施設設備の充実が望めないことなどから、必ずしも恵まれた教育環境にあるとは言えません。このような学校は、統廃合等により適切な学校規模にすることが望まれるわけでございます。学校教育法施行規則第17条で、小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではないと規定されております。

中学校もこれに準じますが、特に学級数が3学級以下の小規模校におきましては、統廃合を検討する必要があると考えております。中学校の統廃合の方法としては幾つか考えられますが、まず旧4町ごとに1校または2校程度に統廃合する方法と、また旧4町の枠にとらわれなく統廃合する方法も考えられるわけでございます。

次に、校区の見直しについてでございます。校区の見直しは学校の統廃合と絡んでおります。統廃合をする時点で校区の見直しを行い、新しい校区を設定することになります。小学校の統廃合は、さきに述べたように住民感情の面から考えにくいので、小学校の校区は今のままの形になると思われます。

次に、学校選択制についてでございます。今のところ学校選択制の導入は考えておりません。しかし、学校の統廃合に伴って、どちらの学校を選択した方が通学しやすいかという問題が起ってくると思います。その場合は、生徒や保護者の考えにより学校を選択させてよいと考えております。壱岐市全体を自由に選択できるようにしても、すべての学校にスクールバスを導入することは不可能であります。結局、保護者が遠くの学校まで送迎する必要がありますので、負担が大きくなります。

例えば、勝本中学校校区から、勝中校区から武生水中学校校区に通学するようなことはほとんどないと考えられます。ただし、現在でも郷ノ浦町坪触の一部は初山小学校でも盈科小学校でも選んでよいということになっておりますし、郷ノ浦町田中触の一部は盈科小学校でも柳田小学校でもよいという特例もございます。校区を見直すか、そのような特例をふやすことで通学距離等も短くなり、保護者や児童生徒の負担軽減につながると考えます。

例えば、那賀小校区の住吉の一部は、柳田小や沼津小が近いし、芦辺町湯岳触の一部は石田小や田河小が近い、中野郷の一部は芦辺小が近く、国分の一部は箱崎小が近い、勝本町の坂本触の一部は勝本小が近いなどの現実がございます。このような地区においては、校区の弾力化または学校の選択制の導入という考え方を取り入れてよいのではないかと考えております。いずれにいたしましても、学校の統廃合も校区の見直しもまた学校選択制も行政の都合ばかりではなく、児童生徒にとっての教育効果の面から見て、慎重に判断する必要があるとこのように考えております。

次に、2点目に特養ホームの介護事業についてでございます。議員おっしゃるとおり、今、特別介護老人ホーム附属デイサービスセンターの介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーでございますが、職員定数の関係から平成12年度から非常勤嘱託職員で配置をしておりましたが、このたび家庭の都合によりまして退職するようになっております。早速、ケアマネジャーの募集を8月に行いましたが、専門員を採用することができませんでした。応募者がいなかったわけでございます。指定ケアマネジャー、指定居宅介護支援事務所には常勤の介護支援専門員が1名以上配置するところが義務づけられておりますので、職員を配置するまでやむなく業務を休止せざるを得ない状況であります。現在は行なっておりますが、10月から当面募集する間、休止という形になるかと思っております。今後も、人材確保に努力をいたしますとともに、50数名の利用者の皆様の介護支援サービスが停滞しないように、現在早急な対策を努めているところでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 23番、中田恭一議員にお答えをいたします。

学校の統廃合、校区の見直し、学校選択制等についての将来的な考えを述べよということであったと思います。全体的な動きといたしましては、ただいま市長が答弁を申し上げたとおりでございます。

その中で、私から特に強調をさせていただきたいのは、学校の統廃合、校区の見直し、学校を選択制、これらすべてに一番大切なことは地域の人々の御理解をいただくことだと思っております。そして、これも究極の目的の一つでございますが、児童生徒の教育効果があるかないかということに立脚しての動きになろうと思っております。市長も申し上げましたけれども、合併が終わりましたので、行政的な合併が終わりましたので、そのまま教育関係もということにはならないと思っております。何度も申し上げますけれども、地域の人々に御説明をいたしまして御理解をいただくということが、この動きのスタートになろうかと思っております。特に学校名等々が非常に微妙な問題を絡んでおるかと思っております。

6月の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、小学校の統廃合につきましては考えておりません。その一番大きな目的は、小学校は各地区の中心でございます。各地区の核としての小学校の動きというものに今後力を入れていきたいと思っております。地域の方が地域活動を今まで公民館、または地元でやっておられましたけれども、それに加えまして、各小学校を舞台にしての地域活動をしていただきたいという夢を持っております。

次に、中学校でございますが、これは統廃合の必要がぜひともあると思っております。と申しますのは、中学校の年齢になりますと、集団の中での切磋琢磨というのが非常に大切になろうかと思っております。現在の中学生は幼稚園、小学校と同じ学級で過ごした人々が集まっての中学生生活を

いたしております。自分の不得意分野、得意分野がもうはっきりしておりますので、切磋琢磨というものに欠けるかと思えます。学校の選択制でございますが、これは言葉から感じますと、希望する学校に全部入れるような印象のある言葉でございますが、これを実施する場合は各学校が受け入れ可能な数字というものを出示します。ですから、A校に全部希望が入ってB校に生徒がいなくなるというようなことは決してございません。ですけれども、この学校選択制につきましては、壱岐の島ではいろいろと問題がございます。壱岐の教育現場といたしましては、まず中学校の統廃合に取り組んでいきたいと思っております。何度も申し上げますけれども、地元の方への御説明をいたしまして、地元の方の御理解をいただいた上で、失敗のない統廃合をしていこうと思えます。教育関係の学校の統廃合が失敗いたしますと、壱岐市全体の行政等々へ非常に微妙な問題を投げかけますので、あくまでも焦らずにじっくりと慎重にやりたいと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 23番、中田議員。

議員（23番 中田 恭一君） 選択制や校区の指定は再質問で行おうと思いましたが、早くに回答をしていただきまして。まず学校の件ですけれども、市長、教育長と私の考えもそう極端には変わってないと思えますけれども、現在、小学校では分校2校を除いて少ないところは50人から60人、多い学校では200人から300人と大変大きな差があります。小さい学校は行き届いた教育ができるからいいということもありますが、島内全部の生徒が学校で平等な対応ができていいのか、これが心配でございます。単純に2,000人の生徒を、現在の数で言いますと、20校に割ますと大体1校100名、平均程度でなるわけですね。中学校になりますと、先ほど教育長も言われたように、統廃合はしやすいと思えますけれども、現在少ない学校での生徒たちの中では好きなクラブの選択ができないと、おまけに自分の得意でない中体連も陸上なんか足が遅くても恥ずかしいけど走らなどうもされんという状態で、子供たちも大変いやな思いもしておるところでございます。

私も中学校からやっていくのが筋かと思えますけれども、先ほど教育長が言われたように、統廃合するにしても、私たちが卒業した母校がなくなるというのは、親としても地域の皆さんとしても大変さびしいものがございます。ですから、まずは校区の見直しをやってはどうかという提案をいたしたいと思えます。

先ほど言われたように、もう筒城小学校のすぐ近くから石田小学校や、もう田河小学校ですか、に通っているところもあるし、その勝本では勝本小学校の校門の前を通り過ぎて、霞翠小学校に通学している子もおります。ただ、その地域の産業の格差による生活体系の違いや、公民館事業の中での子供クラブの活動に対する補助金の制度とか、なかなかいろんな事情があって難しい面はあると思えます。

長崎市でも来年より始まっております選択制も、教育長言われるように隣接校でないといけな
いと、いろんな条件も重なってまいりますし、壱岐ではなかなか難しいんじゃないかと思っ
ております。どの方法が適切でいいというのは、私もなかなかまだ今のところ判断しにくい状況
ではございますが、即、統廃合ではなくてですね、いろんな方法を試行錯誤しながら、壱岐市の未
来を背負って立つ子供たちが健やかに最適な環境の中で育つように、先ほど市長が言われました
行政改革のための統合ではなくてですね、子供たちのための統廃合をやってもらいたいと思いま
す。

それで1点、まあこれ別なことになるんですが、将来的に中学校が、何年先になるかわかりま
せん、地域の方の理解を得て統廃合できたりすれば、その後ですね、また次回の一般質問でも
やろうとは思っていましたが、養護学校の分校分室の問題も少しは頭の隅に置いておいてほし
いと思います。いずれまた次回の点でもお願いすると思えますけども、そういうことで学校の統
廃合については十分慎重を期して子供たちのためになるように考えて実行していただきたいと思
います。

次に、介護事業の件ですけども、今言われたように今月までですかね、多分、職員の方がおら
れると思うんですけども、ただケアマネジャーの資格を持った人じゃないとこの仕事ができな
いということで、たしか特養ホームの中にもそれに公立デイサービスの方にもまだまだケアマネ
ジャーの資格を持った方はおられるんですね。非常勤じゃなくて、常勤で雇いこまなけれ
ばいかんというのはわかってはおりますけども、その職員の方々を介護の方へ移動ちゅうたらお
かしいですけど、雇いこむわけにはいかんのかという考えも、簡単な考えではございますができ
ないのかどうか。それに、皆さん課長あたりもほとんどケアマネジャー、壱岐内でケアマネジ
ャーの免許を持ってある方は把握をしてあると思うんですよね。その人たちに直接交渉をして
も、ぜひ人材の確保を早急をお願いをいたしたいと思えます。

また、この事業については一人のケアマネジャーでたしか50人前後のケアプランができると
思うんですよね。1人当たり離島加算を入れてたしか九千七、八百円の報酬がもらえると思いま
す。仮に利用の増減を含んでも、40人の利用者があれば40万円程度の介護費が受給できるわ
けですから、十分採算の取れる部門だと思います。特別な資格を持った人だからこそ、少しの手
当は増額してでも早急に雇用するべきではないかと思っております。現在まで利用していた
50何人の方々が、今から先も戸惑われないように早急に職員の対応をお願いをいたしたい。

以上、お願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって中田議員の一般質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、40番、倉元強弘議員の登壇をお願いします。40番、倉元議員。

議員（４０番 倉元 強弘君） 私はせんだって通告をしておりました３点についてお尋ねをいたします。

まず、最初にお願いでございますが、私も少し早口ですが、ゆっくり話してみたいと思っております。特にですね、議案説明で財政課長の説明はやっぱり早口で私たちには聞き取りにくかったという、私は感じに思っております。それで、少しゆっくりですね、声量を上げて説明をしていただくよう、この場をかりましてお願いをしておきます。それでは、通告どおり御質問を申し上げます。

私は、新庁舎の問題で進捗状況をお尋ねをしようと思って通告をしておりましたが、９日、１０日、２日間の同僚議員の再三にわたる質問で市長の御決意ほどは私なりに理解をいたしましたので、質問を取りやめますが、ただ１点についてお尋ねと御提言をいたしたいと思っております。

私は、新庁舎の問題は行政改革委員会の提言でどんなにでもかわる問題ではないと思っております。行財政改革委員会の提言が合ったからといって、職員を大幅に減らすこともできないし、また反対に大幅に多くすることもできないのであります。ならば、現在の市の建設部の中で可能な最小限の計画はできるのではないかと思うものであります。長い間、建設行政にかかわってこられた建設部長もおいでになりますし、また建設課長は県庁職員であり、１級建築士でもあり、市長の建築指示も歴任された優秀なスタッフの方々がおられるわけです。その方々の御意見を聞かれた方が行政企画委員会の方々よりも専門的な見地からよい案が出るのではないかと私は思いますが、そういう御提言を市長に申し上げてお答えをお伺いしたいと思っております。

２番目に、中学校の統合問題であります。ただいま前もって２３番議員の中田議員から質問がありましたので、できるだけ重複する分は割愛して質問をしたいと思っておりますけれども、重複する点もあるかと思っております。その点は御容赦をお願いをしておきます。

まずは、先ほど教育長がですね、お話になりました中学校から統合は考えたいということをお話されました。私もそういうふうに、まずもって中学校から統合を考えたらというような考えを持っております。現在の中学生の生徒数を教育委員会にお尋ねをいたしましたところ、１００名をきっている中学校が５校あるとのことでありまして。少ない方の学校から申しますと、初山中学校が３０名、鯨伏中学校が４１名、沼津中学校が５４名、那賀中学校は５９名、渡良中学校は７９名のようであります。各学級の具体的な人数はよくわかりませんが、私の地元の中学校を例にとりますと、１年生が１９名、２年生が１２名、３年生が１１名という人数であります。この人数で十分な生徒教育、集団教育が可能であるとお考えでしょうか、私は疑問に思っております。

まず、中体連を例にとって見ますと、人数不足で参加できない競技が数多くあるわけですね。特に、鯨伏中学校の二年生のクラスは、男子生徒２名、女子生徒１０名ということであり、女子生徒の方はどうかチーム編成も組むことができるようですねけれども、男子生徒の方は２名ではど

うにもならないわけでありませう。このようなことでは、十分な人並みの学生生活はできないということになります。生徒を犠牲にした学校の運営をしているような気がする。私は気がいたします。市長は、こんな実情を知っておられるならば、この点についてどんな感じをされておられるのかお尋ねをいたします。

また、市には教育委員もおられることでもあります。この委員会の方々にこの問題を、要するに統合の問題を協議提議なされたことがあるかどうかもお尋ねをいたします。とにかく、今のところ子供がふえ、生徒が増加する見込みは当分は考えられないようです。生徒を犠牲にする教育は早急に改善を要するよう要望いたします。また、教職員の方々からも何とかならないものかと心配をされている話を耳にしております。市長の所見をお聞かせください。

また、先ほど教育長が、地域の理解と言われましたが、生徒を犠牲にしてでも地域の理解が得られないという考えを持っておられるのか、地域の理解が先か、生徒が先か、そこらあたりも重ねて教育長にお考えをお聞かせを願いたいと思っております。

次に、3番目の通告に原の辻遺跡展示館のことで提出をいたしておりましたので、このことについてお尋ねをいたします。このことも10日の質問で二、三名の方が質問をなされました。中でも7番の平尾典子議員さんの御意見と私の考えは同じであります。計画は着々と進行しているように感じる昨今であります、私はこの事業そのものに反対をするものではありません。観光にも二、三年は見物人も集まると思いますが、しかしこの事業に合併特例債の20億円、30億円の大事な金を投入することに疑問を持つものであります。

今現在、合併をしてよかったと思っておられる壱岐市民の方々ほどのくらいおられるでしょうか。私の近くで、私が耳にしたところではですね、合併をしてよかったことは何もないですねという人が大半であります。しかし、市民の人たちが合併してよかったと感じるようになるのが行政の役目だと思うのであります。そのためには10年後、15年後に大增税をしなければ行政がやれないことにならないよう、この特例債をできるだけ基金にでもしておく必要があるのではないかと、私は思っております。特例債の金があるからといって、こんな金を使うということに疑問を持っているわけです。もし、特例債の金がなかったならば、この事業の計画はでなかったのではなからうかと私は思っております。

大体、博物館は人にもよると思いますが、福岡市の博物館に私も行ったことがあるわけです。初めはすばらしいと目を見張るものでした。特に志賀島で見つかりました金印ですね、それは磨き上げてそれはすばらしいものであります。それから、母里太兵衛が福島正則より酒を飲んで飲み取りました槍の日本号、その他いろいろとありましたが、5回も10回も行ってみたらいいなあとは思いません。ましてや、古墳のつぼの割れ物、茶碗のかけら等、1回はめずらしくても普通の人は何回も見には来ないのではないかと私は思うものであります。特例債のこのお金は、壱

岐島民が長く続いた伝統の各4町の町名を捨てて合併をしたその見返りの特例債であると思っております。そこらあたりを十分もう一度考えてもらいたいと思っております。

過去のことばかりを振り返る事業ばかりをしないで、未来に向かって事業をして50年先、10年先に目を向けてほしいと思っております。十分施設というものはですね、やっぱり先のことを考えて施設というものはつくるべきだと私は思っております。これは、勝本町の一つの例でありますけれども、先日も一般質問で出ましたサンドーム吉岐の建設の時点で、私も議員でありましたので、あの施設を計画するときに町長から提案がありました時点で、私は一般財源をつぎ込んで経営、運営をしていかねばならないような施設はつくるべきじゃないのではないですかということを申し上げました。そのときに、それでも下条町長は言われたことは「倉元さん、湯ノ本の活性化のためになるならば少しはつぎ込んでよかつちなかですか」というお話をされました。私も、町長がそう思っておられるならばやむを得んということで、御賛成を申し上げましたが、今現在、皆様御承知のように少しではないわけです。2,500万円という私は1けた違うやっぱり一般財源をつぎ込んでおると思っています。しかし、建物をつくったらすぐこれは悪かったからといって取り壊されるものではありません。それで、やっぱりあれは一つの例だと思しますので、やっぱり先を考えてやっぱり施設はつくるべきだと私は思います。

以上、御質問を申し上げまして、市長並びに教育長の御答弁をいただきまして、また再質問をしたいと思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 倉元議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 40番議員質問にお答えをいたします。

まず、新庁舎建設についてでございますが、現在、先日もお話しするように、行政改革の答申を待ってしたいというふうに申しております。なぜかと申しますのは、部署を、どういう部署をどうするのか、そしてその中にどういう人間配置をするのか、やはりそこいらが見えないと設計もできないわけでございます。そういう意味で御答弁、先日からしているわけでございますが、確かに今の本庁と支所のこういう非常に効率が悪い運営の中で、できるだけ早く行財政改革でその辺が出していただけるように、このように切望をしているところでございます。

それと、2番目に統廃合の件でございます。先ほども申し上げましたが、統廃合についての基本的な考え方は、いわゆる小規模校につきましては教職員と児童生徒との人間的なふれあいや個別指導の徹底など、そういう特有のメリットがあるのは間違いのないわけでございます。しかし、議員も言われますように、一般的に集団による切磋琢磨の面からの教育効果が望みにくいこと、また教育の適正配置、つまり専門外の教科の指導を行なう教員がふえるということで、結局自分の専門外のことも教育にするものですから、なかなか子供にその教育が届くのかどうかという心配でございます。また、言われますように部活動の選択の幅が狭くなること、こういうことから

また施設設備の充実が望めないことなど、必ずしも恵まれた教育環境とはならないわけでございます。そういう面でこの学校の統廃合等につきましては、適切な学校規模にすることが望まれると、このように思っております。

次に、原の辻の件でございます。40番議員も御存じように、原の辻遺跡は弥生時代の環濠集落として平成12年に特別史跡として国指定を受けました。壱岐の誇れる史跡であります。こうした中で長崎県は原の辻遺跡を核とした一帯が県全体の埋蔵文化財研究の拠点、これ県全体の問題でございますが、そういう全体の埋蔵文化財研究の拠点、また東アジア的視点に立った考古学の研究古典、そして壱岐全体の知育振興の拠点となるよう、この原の辻遺跡の保存整備とあわせて遺跡と一体となった県立埋蔵文化財センター等の整備基本構想が策定をされまして、県及び市が共同して計画を進めているわけでございます。

役割分担と整備推進につきましては、埋蔵文化財センターは県で整備運営となります。展示施設等は壱岐市を中心に整備運営することで進めているところでございます。建設用地の確保、取りつけ道路を含む敷地造成につきましては、県と協調性を図りながら、壱岐市で進めてまいるところでございます。特に、用地等につきましては、長崎県町村会長、壱岐郡町村会長、また旧4町で長崎県立の埋蔵文化財センターの設置を陳情をお願いした経緯もあり、金子県知事さんとされても諸般の事情を考慮いたしまして、離島では初めての県立の埋蔵文化財センターの建設場所として壱岐が適地とされ、建設計画を進められているところでございます。原の辻遺跡復元整備事業は国の補助事業の2分の1の採択を受けまして、今後壱岐市で進めてまいるところでございます。壱岐市の振興の事業の一つとして、合併の重点事業として、また合併の目玉として、壱岐市の核となる事業としての位置づけで取り組んでまいっているところでございます。合併特例債につきましても、壱岐市の全体事業でもあり、建設計画にもありますので、この事業に有効に活用させていただきたいと、このように思っております。

また、統廃合関係は詳しいことは今まで協議したことはあるのかといういろいろな御質問がございました。それは教育長の方から答弁をお願いさせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 40番、倉元強弘議員にお答えをいたします。

中学校の統合問題につきまして、主に鯨伏中学校を舞台にされまして具体的なお話がっております。鯨伏中学校42名でございます。私もよく知る学校でございます。現在、校長を中心に非常に充実した学校運営がなされております。一例を上げますと、中学校の陸上の大会等がございますが、議員が御指摘のように少ない人数で出場をいたしております。その出場者が各種目につきまして入賞をするという非常に素晴らしい成績を収めております。これは、学校の教職員が運動等の練習のときには職員室には1人も残っておりません。校長を先頭に校庭に出まして、生

徒と一緒に練習をしておるとい状況がございます。これは、小規模校の利点を活用した1つの部門ではないかと思っております。

ただ、議員が申されますように、生徒を犠牲にした学校運営ではないかと言われると、私といたしましても明快な言葉が出てまいらないわけですが、統合問題は先ほども申し上げましたように、必至の目的でございます。ただし、過渡期の子供たちに対しましては、一部不満の残る学校生活をしておるものだとも考えられます。特に、クラブ活動の選択肢がないということがございます。議員の申されますこと、まことにごもっともでございますが、言葉もございませんが、地域の理解が先か子供の理解といたしますか、犠牲を早く取り除くのが先かという非常に厳しい御質問がございます。やはし地域の理解というものは、非常に大きなウエートを持っておるものと思っております。特に、地域の学校OB、OGの方の御意見が私は伺いたいという気がいたしております。特に、地域の方で子供さんが在校中の方は非常に実情がおわかりになっておりますので、話がある程度しやすいのでございますけれども、先輩諸氏のお考え等々が必要になるかと思えます。

それと、教育委員会で学校統合のこの話をしておるかどうかという御質問でございますが、定例教育委員会をいたしますと、私が主な行事の結果を発表いたします。そのときに必ず小さな学校なのに頑張っておるとか、そういう話題になりまして、中学校の統合問題については話題に上っております。ただ、まことに申しわけございませんが、まだ地元の説明に出向くまでの体制にはなっておりません。これは私の反省点の1つでもございます。

それと、原の辻の件でございますが、私は博物館が一度行ったらもう行かなくなるような旧態依然とした運営をしていけないという御指摘に対してお答えをいたしたいと思えます。おっしゃるとおりでございますが、現在の博物館といたしますのは、資金的な面等々もございまして、展示品の陳列がえまた特別展等の開催が非常に少のうございます。特に、現在の日本では国立の博物館も特殊法人になるようになりまして、いかに入館者数でその館の運営を評価するかという、非常に厳しい状況になっております。

この原の辻の展示館につきましては、県立の埋蔵センターは考古学の研究施設になります。で、併設をさせていただきたいと申し上げております市立の展示館につきましては、議員がおっしゃいますように、歴史部門だけの展示では飽きられる危険性が、これは非常に高うございます。それで、いかに壱岐の人々をまた来島者を立ち寄っていただくかということに問題ができてくるわけでございます。それには、歴史部門プラスいろいろの興味の対象を満足するような展示も必要かと思えます。

例えば、壱岐の夜空には星がもう御存じのように輝いております。その夜の星空の観望とか、郷土の偉人の紹介、また壱岐の各家に残っております品々を預かりまして展示をさせていただく、

これはお盆とかお正月に帰省をされますその展示品の縁戚につながる方等々の御来館をいただきたいというようなそういう考えを持っております。ですから、市立の展示館は考古資料のみでなくて複合的な施設にしていけば、人々の動きも活発になるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 40番、倉元議員。

議員（40番 倉元 強弘君） 庁舎建設についてはですね、市長も行政改革委員会の答申を待ってということですので、それはそれなりの理由があるとは思いますが、これ以上は申しませんけれども、ともかくなるべく早い時期にですね、答申をいただいて実現ができますよう重ねて要望をいたしておきます。

それから、学校の統合問題ですが、地域みんなの意見を聞かんで統合しろと私も申しておるわけではないわけですが、ともかく生徒のためになることならばですよ、地域の方も賛成は十分できると私は確信を持っております。できるだけ早い時期になかなか計画をして話題に上がってもすぐはできないわけですので、その時期を逃さないようになるべく早い時期から、ひとつこの問題を話題にしてもらいたいと要望をしておきます。

それから、原の辻遺跡の件ですけれども、私はもう計画されておることですから、絶対つくるのに反対だとは申しません。それはつくられることはやむを得ないわけですけれども、できるだけですね、県の埋蔵文化財センターですか、もできることありますし、ひどう大きな投資をしないで、有効に活用できるぐらいの施設を要望したいと思います。

特に、これは御存じとは思いますがけれども、お伝えをしておかねばできないと思っておりますことは、現在皆様をお願いをしております亀石地区の庁舎建設予定地ですけれども、あれを購入する時点で勝本町はですね、各島に拠点的まちづくりをするという前高田知事の時期に計画をされまして、建設する地元が敷地は購入をすることという条件がありましたので、あそこに旧勝本町は2億5,000万円を投入して土地を買っておるわけです。それが、知事がかわられまして拠点的まちづくりが没になった経緯になるわけですけれども、その没になる時点でですよ、金子知事が言われたことはですよ、勝本町は投資しておることは知っておるから、勝本町には迷惑かけんということが言われておりました。その時点で私は2億5,000万円、もうそれは勝本町に、県から出してもらおうやという話たこともあるわけですが、そういう経緯がありますのでですね、県に旧勝本町は貸しがありますので、ぜひともその2億5,000万円ぐらいは博物館をつくる施設に上乘せして県から出していただくよう、市長に要望をしてもらいたいことを重ねて要望して私の質問を終わりたいと思いますが、その件について何かお答えがありましたらお伺いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 40番議員の言われますように、先ほどちょっと報告でも申しましたが、諸般の事情にという、金子知事の諸般の事情という言葉はそういう前の拠点まちづくり、あれ35億円だったかな、そういう経過が今、40番議員が言われるような経過もございます。そういう意味合いもあるようで、この話も出てきたのではなからうかと思っております。そういうことですね、市の持ち出しがなるべく出さないように、国、県に対しまして一生懸命要望しながらやっていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議員（40番 倉元 強弘君） お願いします。これで終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、倉元議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は11時5分とします。

午前10時54分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、30番、山内道夫議員の登壇をお願いします。30番、山内議員。

議員（30番 山内 道夫君） 質問に入る前に、若干この計画案を説明いたしますと、この壱岐市総合保養整備計画は、壱岐市誕生とともに21世紀計画新壱岐建設計画概要に基づいて、市民に皆さん配られたと思います。それと、石田町の総合開発計画に関する報告書を県に提出したものでございます。そのことを受けて、今回質問をいたします。

この計画案は、平成15年12月石田町として県に提出した計画案であります。この取り扱いを、詳しく、その当時の総務課長である現在の総務部長どう取り扱っているのか、後でお伺いしたいと思います。高齢化社会の中で、健康への国民関心、大変高まる中で、高齢化社会の中で国民への関心は大変あります。ここで、政府経済通産省は来年度予算政府計画案の中で、健康サービス産業に支援する新たな健康サービス産業に目指すモデル都市、または特区等を公募をし、採用された計画を支援する制度が来年4月より施行されるよう、新聞等に載っておりました。新壱岐市建設計画の中で、将来像は先ほど申した「海と緑、歴史を活かすいやしの島、壱岐」基本法指針としては福祉、健康づくりの充実、安心のまちづくり、自然を生かした環境に優しいまちづくり、市長はこの議会において、このテーマを再三言われております。21世紀振興策の第1は、天然資源豊かな景観を持った筒城浜一帯の有効活用が最適であると私は思います。長崎県長期総合計画2000年から2010年、島の活性化プラン推進会議提言書の内容にも沿ったこの計画だと私は確信しております。

市長さん、この計画は壱岐市活性化のために従来型の公共投資、産業政策だけでなく、雇用型、観光産業振興に軸足を転じ、効果的な投資をするよう現実にできることをお願いいたします。茨城県の大洋村ではですね、総合保養施設が設置して全国的に大変話題があります。高齢者が楽しみながら健康づくりができるいろいろな施設、教室等を設置をし、医療が何と40数%も削減されたとのことです。壱岐市の国民健康保険9月補正総合35億9,000万円、介護保険22億1,000万円、この二つの特別会計での総計でも約50億円、これを40%ほど削減したならば巨額の金が浮いてまいります。ますますこの2つの事業予算は、高齢社会によって膨らんでいくと私は思われます。これからの施設によって、病院にかからない、介護を受けない健康なお年寄りでありたいと思います。

開発にあたり、選択肢として温泉または海洋浴を主にした開発があります。若干説明させていただきます。保養地と分内医療との連携、聞きなれん言葉ですが、タラソセラピー、リハビリですね、保養地としての機能にセラピーは欠かせない連携にしたものであります。それためには、医療と連携のもとで、計画を随行する必要性が生じる。セラピーとは予防とか、軽度のリハビリ並びに必要な健康を中心に行なわれるものであり、この壱岐の島特有の条件を添えたタラソセラピーが重要基盤となる健康施設であろうかと私は思います。聞きなれん言葉でちょっと若干タラソセラピーとはどういうものか、海辺の気候に海水を洋々な手法を用いて積極的に健康増進や美容、そして機能回復、リハビリテーション使用目的で活用する気功医学療法の一つとして位置づけられております。体力づくり産業で、知育再生、雇用促進、観光客の拡大が期待できるものと私は思われます。ぜひ国内のモデルとなる健康保養施設を建設し、壱岐市の活性化策として積極的に取り組んでいただくようお願いを伺います。

これにて質問を終わります。市長のお考えをお伺いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 山内議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 30番議員の質問にお答えいたします。

壱岐市総合保養地整備計画について、今る説明があったわけでございますが、本計画につきましては、旧石田町において住民の請願を受け、石田町総合開発プロジェクトが設置をされまして、観光産業振興策を中心とした総合開発計画について審議をされております。その結果、議員が言われましたように平成15年、これ11月と承っておりますが、11月に石田町長に対し筒城浜一帯を中心とした長期滞在型村づくり、いわゆる滞在型観光保養地を総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法によつての整備を求める提言がなされております。提言を受けまして石田町において、検討協議なされましたが、リゾート法の適用は難しいとの結論であったと、このように伺っております。

しかしながら、提言の中にもおもしろいアイデアもあります。ただいま聞きましたが、テラ

ピー海水温泉です。多分塩を使った温泉でございます。これも議員の御説明では、医療と連携をしており、健康を主体とした考えであるが、これを壱岐の観光の活性化に使えるかと、こういうような御質問であったかと思えます。非常におもしろいアイデアもございます。新市で検討してもらおうとこのように思っております。筒城浜一帯が壱岐市の重要な観光資源であることは申すまでもありませんし、また滞在型観光保養地の案も大変興味を持っております。したがって、議員が提案されましたモデル都市あるいは特区について、あの特区のことは言っておられませんでした。失礼しました。この適用の可能性をですね、リゾート法の可能性など探してみたいとこのように思っております。

また、総務部長の方にも何か答弁を求められていたようでございますので、総務部長にも答弁をさせます。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 当時担当であったということで、私の方から若干経過を含めてお答えをいたしたいと思えますが、今市長が申し上げましたように、平成15年に請願を受けて、石田町の総合開発計画、特に観光開発計画ということで、プロジェクトを組織して議論がなされたところでございます。

その中でいろいろ、先ほども出ておりました温泉の開発、あるいは筒城浜一帯のいろいろな整備等が提言をされたわけでございます。そして最終的には筒城浜一帯を長期滞在型保養施設としてはどうかと、特に福岡を中心とする近隣の都市からのお客さんをできるだけきていただくと、また地元の方にも利用をしていただくと、そういう施設をできないかと、そのためにはリゾート法が一番 リゾート法の範囲を拡大をしていただいて、その適用を受けるようにした方が一番いいというようなことで、提言がされたところでございます。

県の方にも協議をしたところですが、リゾート法についてはその適用は難しい、特に保養地をつくるにしても、民間事業者の具体的な計画がないとその検討ができないというようなこともございました。ただ、その中で離島振興法あるいは今出ました特区そういったものの該当ができないかというようなことも検討されると思えますが、そのためにも具体的な計画がないと県としても取り組むことができないというようなことでございました。今、提言を、その時点で提言をされておるのはアイデアとして県としては受けとめざるを得ないということです。したがって、それを具体的な計画として検討をして上げていただければ、個々の制度に該当するものもあるようです。ですから、そういうものを新市で計画、検討していただけたらいいのではないかとというようなことでございます。

で、今言われましたその保養地としての全体の開発計画ということになりますと、特区というのが、特区等の検討もできるかと思えますが、いずれにしてもやはり具体的な計画が県としては

必要だという見解でございました。先ほど市長も言いましたように、それぞれいい個々のアイデアというのは取り上げる価値があるというのもございますので、そういうのは新市で検討をしていくということになるかと思えます。

議長（瀬戸口和幸君） 30番、山内議員。

議員（30番 山内 道夫君） 今の答弁では大体具体的なこと、趣旨が出ないと検討段階と、緩やかなお答えのようであります。これからのですね、先ほど申したように高齢化社会、あなたたちがですね、今、執行部の皆さんあなたたちの年齢層が一番人口が多いわけですよ、やがて5年、10年にはですね、必ずあなたたちも老人になるわけです。人口が一番多いあなたたちですよ、そのとき考えることは、私も62歳ですが、1に健康、2に健康、ほかにありませんよ。先ほどこの中でいつまでも健康でありたいと、そのために先ほど申した58億円その40%以上削減できるというならば、これは市に対してもですね、前向きどころか真剣に取り組む事業計画ではなからうかと私は思っております。今議会は質問で終わりますが、これを次回の議会において現実になるように私は運動をし、議員の皆さんまた執行部の皆さん、この計画を支援いただくようよろしくお願いをいたしまして質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、山内議員の一般質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、21番、立川省司議員の登壇をお願いします。21番、立川議員。

議員（21番 立川 省司君） 通告に従い、3件ほど御質問をいたします。

まず、第1点は固定資産評価替え作業についてでございます。平成18年の固定資産評価替えに対し、今年度から予算も計上され、事前作業に取り組んでおるわけでございますが、標準宅地評価額の決定に関する鑑定士評価、また宅地評価に対する航空写真等はあくまで参考資料として取り扱うべきであり、特に開発地点周辺においては一筆調査を義務づけ現地確認をし、評価説明など地権者の理解の得られる対応が必要であります。また、宅地の評価については、宅地の比準表を適用し、適正な評価をすべきと考えます。市長の見解をお尋ねいたします。

2点目として、入札等に対する行政の基本姿勢について。1つ、市外からの入札希望者、これは設計をはじめ、工事関係、コンサルその他もろもろでございますが、そういう参加希望者には市内での宿泊など参加条件を提示すべきであります。少しでも外貨を稼ぐ工夫が必要であります。行政報告にありましたけれども、県内外からの視察についても同様であります。現に我々、旧郷ノ浦町の議会として先進地視察に行きました潮来市では、既に実施をされております。資料等も非常に充実した資料を各箇所いただきます。資料費もばかにならない状況だと思えます。

2番目に予算的な多額の工事関係の事業であっても、市内業者を元請とすべく積極的に取り組んでいただきたい。これも、吉崎市で少しでも納税をしてもらう工夫であり、規模によって技術

面ほか危惧される点が生じる場合は、企業体の形式を取り入れることで従来と大差なく事業計画を推進できるものと思います。早急に見直しの提案をいたします。

3つ目として、物品購入や印刷費ほか全般に対しても市内業者を優先し、1社でも多くの業者が納入できるよう配慮することであります。壱岐全島を一括一社の入札よりも分割方式などを考慮して、四半期分割とか、4町分割とかいろいろ検討し、そして落札者が特定業者に偏ることがないように、入札要領など早急に整備すべきであります。

最近、落札業者で物品納入ができなくなったところが出ております。関係部局はどのような対応をされるのか、もう既に実施されておる環境衛生部門、教育委員会等、その他にもいろいろ関係されたところがあるかと思いますが、どういうふうにする予定なのか、先日も吉富議員からの指摘があったように、利益の出ない入札を繰り返すとこのような事態を招くだけでなく、納税も減少し、納税意識の低下が広がるわけでございます。また、油類や米穀類など漁協が農協が入札に参加している県でもこれらの団体は特別組合法人であり、各種の補助政策や免税措置など行政の支援の多い団体であります。一方、これに対し、本業として生計を支えている中小企業の保護などを考慮して、早急な見直しが必要であり、提案をするものであります。

以上の提案について市長の見解を求めます。

3つ目として、適正な人員配置と機構の改善について。その1として、現在郷ノ浦支所の窓口業務がピーク時には前年対比に200%弱、平均でも150%状況になっております。これは、郷ノ浦でもどこでも証明が取れるということで、病院に来たついでに窓口に寄られる、職場の都合で昼休みなど利便性によって窓口業務が増加をしているものであります。本所及び各支所の人員配置の見直しは、新年度に向け重要課題であり、早急に適正な人員配置の見直し検討を提案いたします。

2つ目に、さきに赤木議員からも指摘があつておつたように、道路占有許可などその他の許認可等についても迅速化を考慮し、各支所に対応可能な件など管内の申請等については、必要に応じて本所の確認を義務づけて、可能なものから各支所に権限を持たせるなど緩和措置を進めるべきであります。県や国も推進の権限委譲を促進することにより、行政の改革改善になるわけでございます。早急に見直しの提案をいたします。

3つ目として、この現在の機構の中に財務部の設置を提案いたします。現在、財政課として、あるいは税務課として総務課の中にあるわけですが、財務部を設置し、その中に財政課と税務課を配置し、歳入歳出の統括をさせるものであります。元来、予算編成に当たっては市長の意向を反映させ、各部局が財政状況に対応した事業計画や行政運営を目指すことが肝要であります。財務部は、事前に市長の基本的背策、財政事情、社会経済の状況などもろもろを討議された意向を受けて、予算要求要領などの文章を作成し、各部局に周知徹底をし、さらに提出された

予算要求については、内容を十分検討し、ヒアリングや査定まで行なうそういった権限を持たせることによって、財政改革が促進できる体制づくりが整うものと思います。

以上の懸案について、市長の明確な見解を求めます。以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 立川議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 21番議員の質問にお答えをいたします。

まず、1番目に固定資産評価替え作業についての御質問でございます。御質問のとおり、平成18年度は固定資産評価替えの基準年度でございます。評価替えの準備を進めているところでございます。特に土地評価替えにおきましては、これまでの各町で基準値を設けて評価替えを行っておりました。合併後初めての固定資産評価替えで、壱岐市のもととなる評価基準年度になると考えております。

御指摘の不動産鑑定評価について、宅地の評価に当たっては総務省で告示で示されております、固定資産評価基準に基づきまして、地下公示価格不動産鑑定士による鑑定評価から求められた価格を活用することとされております。平成18年度固定資産の評価替えに関する留意の事項にもうたわれており、評価の均衡化・適正化に務めてまいり所存でございます。

また、航空写真につきましては、現況調査にあたっては活用いたしてまいります。議員の仰せのとおり、特に開発がなされ、状況が大きく変わっている周辺につきましては、現地調査等を行いまして、納税者に対する質問、調査等の方法によって公平な評価をするように務めてまいり所存でございます。

次に、入札などに関する要請の基本姿勢ということでございます。まず、1番目に島外からの入札者、これを何か泊らせるふうにはいかないかという御質問であったと思います。島外からの入札参加は、船便が便利があるがゆえにこれまではほとんどが日帰りでございます。議員御指摘のように、商工振興を考えると、入札指名の見返りと言ったら語弊がございますが、早期入札とかあるいは夕刻入札とかいろいろとぜひ検討をしてみたいと、このようにも思っております。

次に、2番目に市内業者を元請とすべき、積極的に検討してみたらという御質問でございます。できるだけ地元業者をと心がけておるところでございます。大型事業、特殊工事など技術者の人数、総合評点など資格等の関係で地元業者ではそろわないことが多々あるわけでございます。やむなく島外業者に発注の場合は、できるだけ地元業者と企業体を組むことを仕様書にうたいこんでいるところでございます。企業体として請け負う場合も地元が元請となりますと、企業体で出合う工事保証金の出資割合が高くなるなどいろいろな問題が出てまいります。建設業法第14条にもありますが、企業体協定書を結ぶ必要がありまして、よりまして相当の規模の企業ではないと代表構成員とはなれないようでございます。議員の思いに同感ではありますが、いかんともしがたいものもでございます。

次に、3番目に市内業者を優先させるという御質問でありました。物品購入や印刷等につきましても、できるだけ島内業者に発注するように心がけておりますが、予算の縛りがあったり、島内でできるものできないものがございます。常に、島内業者ではできないかと気をつけているところでありますが、また分割発注のできるものについても、分割することで割高にならないか、特定業者に偏りはしないかなどを注意しながら進めております。次に、特別組合法人の入札参加につきましては、民業を圧迫しないようケース・バイ・ケースで対応してまいりたいとこのように思っております。

次に、適正な人員配置と機構の改善についてでございます。人員の適正な配置についてでございますが、円滑な行政運営を行う上で、現行の組織体制ではさまざまな不都合が生じていることも認識しております。また何よりも住民サービスを損なわないために現状に即した組織体制を早急に整える必要があると考えております。そのため、関係条例の改正を行いまして、人員の適正配置を含め、新たな組織体制づくりを行なうための検討を始めているところでございます。また、その中で本庁、支所の役割を明確化し、人員を集約することにより、業務を効率的に行なえる部門におきましては人員の集約を行い、住民サービスに直結をする窓口業務等につきましては、支所業務の大きな柱として行なえる体制づくりを、また現在使用されていない支所スペースの活用等も含めまして十分検討した上で、速やかに議会にお諮りしたいとこのように考えております。

次に、支所権限についてでございます。支所権限につきましては、今後行うこととなります組織体制の見直しの中で住民サービスの向上、業務の効率化、迅速化のため、必要と判断されるものにつきましては、他の部署との整合性を図りながら、それぞれの支所に権限を持たせるという形を取っていきたいと考えております。さらに、その後におきましても、行財政改革を進める上で、必要に応じて機能的、効果的な行政システムを確立していくため、随時見直しを行いながら、理想的な形にしていきたいと考えております。

次に、財政課の問題でございますが、予算編成につきまして議員からもお話がございましたが、現在財政課において市長と協議をいたしまして、私でございますが、予算編成方針を策定をいたしまして、予算要求金要領とあわせ、各部局に現在通知しており、その後財政課において各部局から出された予算要求について、第1次査定として各課の課長に対するヒアリングを行っております。第1次査定終了後、重要事項について私が各部局長に対するヒアリングを行いまして、最終調整をし、決定をしているわけでございます。以上のように予算編成につきましては、議員の御提案とほぼ同じような方法で行なっておるわけでございます。また、課から部への昇格につきましては、行政改革推進委員会の審議結果も踏まえて検討してみたいとこのように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 21番、立川議員。

議員（21番 立川 省司君） まず、第1点の固定資産評価替え作業についてでございますが、旧郷ノ浦町時代も御承知のとおりいろんな事務的作業の中で不備があり、いろんな問題を引き起こしております。今年度は苓崎市全体初めての評価替えということでございますので、これに対してはせんだって市長の方から助役を責任者に充てるというようなお話もちょっと伺っております。そういうことで、これに対する市長の取り組みも感じておるわけでございます。錯誤の生じないような、万全を尽くして、苓岐全体が均衡の取れた評価額を出すよう務めていただきたい。そして、市民の信頼回復にさらに努めていただきたいと思います。それから、郷ノ浦町の未解決の問題については、当事者だけに理解を求めるのではなく、行政も間違いを認めている以上は、場合によっては行政側の譲歩も必要であると思います。誠意のある話し合いが必要であります。1日も早い解決を期待するところであります。

第2点目についてでございますが、この件案は入札問題については、地元業者の保護と自主財源である税収入の減少を防ぐ工夫でもあります。現在苓岐市の中小企業は、非常に厳しい状況にあるということは皆さんも御承知のとおりであります。このままでは、納税意欲は低下するばかりでますます財政的にも逼迫してまいります。多少の価格差よりも、その後の相乗効果などを考慮して、苓岐市としての対応を早急に検討されることを強く要望いたします。

それから、3つ目の適正な人員配置と機構の改善についてでございますが、今年度は合併したばかりで財政問題については試験的な1年と思われま。あるいは、人員配置についてもそうだと思っております。しかし、予算編成の基本性が後追いの条件になっては市長の意思が反映しません。ゆがんだ行政計画につながりますので、職員も動揺することになります。先ほど申し上げました提案事項につきましても、行政改革委員会の答申もあると思いますけれども、新年度予算編成に向けて早急に提案をいたします。

それから、さきに先輩議員からも御指摘があったと思いますが、職員の育成でございます。つい最近も市民の方から問い合わせがあつて、その意見がたらい回しになって最終的にどこに行ったのか、どういう対処をしたのかわからない、そういう事態も私も聞いております。こういう問題が郷ノ浦だけじゃなくて、島内4地区でもあると思いますので、市民の方から問い合わせが支所に入った場合は、それを受けた人が必ずそれを内容を十分把握して受けとめてください。そして、責任を持って本所対応をすべきか、支所対応をすべきかそういった判断のもとに依頼を進めていただきたい。作業の方に回していただきたい、そういうふうに思っております。こういうことがないように、早く窓口あるいは交換業務、それから各担当そういう面で市民サービスに早急に努力していただくよう指導をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、立川議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は13時とします。

午前11時47分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、20番、橋本早苗議員の登壇をお願いします。20番、橋本議員。

議員（20番 橋本 早苗君） 通告に従いまして、いやしの島壱岐のあるべき姿の一面について素朴な質問をいたします。海と緑、歴史を活かすいやしの島、壱岐、これは壱岐の将来像を見据えたスローガンであります。壱岐の島を簡潔で効果的に表現するすばらしいキャッチフレーズであることはいうまでもありません。長田市長は機会あるごとに壱岐市発展アピールの具として活用しておられます。今回も随所で引用されておられる場面がございました。

そこで、あえてお尋ねをいたします。長田市長はここで言う「いやす」をどのように受けとめ、具現化のポイントをどこに置こうと考えておられるのでしょうか。ここで、答弁をお願いしたいところですが、一括方式ということですから、後ほどその秘策をお聞かせ願うことにして、続けさせていただきます。

壱岐の島は、観光振興のために観光資源の見直しと有効活用が掲げられ、それぞれの分野で鋭意努力されていることは注目の一致するところであります。自然環境よし、原の辻大いによし、名所、旧跡めぐりよし、新鮮な魚介類よし、ホテル、旅館、民宿等のもてなしよしと、その筋では折り紙つきと聞いております。また、歴史と文化の島づくり構想には訪れた観光客に安らぎを与え、島全体で歓迎の心をあらわすために云々、島民だれもが歴史ロマンの水先案内人として観光客をもてなすことができるような云々、そしてつくりもののテーマパークに飽きた観光客を呼び込もうとうたっているわけであります。

私のように道端に住んでおりますと、いろいろと尋ねられることがございます。筒城浜の方から来て、筒城浜はどちらでしょうか、飛行場の方から来て、飛行場にはどう行ったらいいでしょうか、これはですね、壱岐の道路事情のなせるわざと、お互い軽く受け流すことができることとございます。ところが、ここ二、三年重く受け止めなければならないというようなことがございます。それは、何番札所はどう行けばいいのでしょうか、何々堂はどこでしょうか、あるいは普段耳にしない何々神社、そういうのも尋ねられることがございます。1人で来られる場合、あるいは二、三人、三、四人、四、五人、そういうグループが多うございまして、マイカーの場合もあります。レンタカーの場合もありますが、タクシーのお客さんの場合もございます。最近数年

の動向として、国内の旅行者はほぼ頭打ちというのに対して、中高年のグループや子育てを終えた熟年夫婦の旅行がふえているそうであります。

不況や、企業の相次ぐ雇用削減、親の介護など身近な問題で重圧を感じる場面がふえてきたのが背景にあって、中高年を中心に四国88カ所巡礼などの寺社めぐりを通じて、みずからを見直そうという国内の旅が注目されているそうであります。これはいやしの旅と言われております。壱岐の島にも年々と受け継がれた信心深い習慣や催しごとがありますけれども、最近では随分薄れたものだと、お年寄りの嘆きが聞こえてまいります。壱州四国しかり、33カ寺めぐりしかり、七社参りしかり、ほげんぎょう等しかり、先立ちの案内で盛んに行なわれていたお参りは今は昔の間であります。信仰心の欠如ではないでしょうか。しかし、お参りをしようと思っても踏み出せない雰囲気、あるいは風土がはびこってきているのではないのでしょうか。たどる道案内もありません。マップもない現状であります。まして、来島者は案内できるはずがないわけであります。来島者に対しても大変申しわけないと思います。壱州人としても情けない思いをしているのは、私だけではないのではないのでしょうか。スポットを当てられている神社、仏閣、名所、旧跡、団体の観光客は運転手つき、ガイドつき、観光マップつきで十分壱岐のよさを満喫していただいております。これはこれとして大いに発展させなければなりません。少人数グループのいやしの旅は、観光客の統計数字上は微々たるものでありますか、リピーターの重要性を見直したり、壱岐の足元を見つめたりする上からは、大切なことではないのでしょうか。壱岐島民がこぞって忘れられかけている心の安らぎを求める風土づくりのためには、この際行政の強力なリーダーシップが必要であるかと思えます。ガイドブックには、説明書きとしてありますけれども、簡潔なマップの発行が望まれます。そして、意識化のためにも全戸に配布するぐらいの取り組みはできないものでしょうか、あわせて案内標識の設置等も不可欠なことであると思っております。

以上、長田市長には住む人、訪れる人をいやすための現況と方策について、ここで言う「いやす」をどのように受けとめ、具現化のポイントをどこに置こうと考えておられるか、その秘策をお聞かせ願います。

須藤教育長には歴史的文化遺産でもあるお参り等の保護継承、有効活用についてどう考えておられるでしょうか、ここでは原の辻は別格ですので、原の辻については必要ございません。

次に、いろいろお参りをするようなときに、便利なマップの発行と案内標識の設置についてどのように考えられるか、お聞かせ願います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） 橋本議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 20番議員の御質問にお答えいたします。

まず、いやしの島壱岐の具体化施策についての御質問でございます。壱岐の観光する言われま

したが、壱岐の観光は風光明媚な自然の観光、それに原の辻遺跡を中心とした歴史の観光、それに磯遊びや海水浴などの体験観光、また農水産物による食の観光、また温泉と、非常に豊富な観光資源がございます。近年、交通アクセスが豊富で便利になり、日帰りが目立ち初めております。

長崎県では、原の辻遺跡を核とした一体となった県立埋蔵文化財センターなどの整備基本構想の検討がなされております。原の辻遺跡や埋蔵文化財センターなどは、ほかの遺跡との連携による周遊ルート化を推進し、観光への活用を図ることによって、壱岐市のシンボルとして、さらに日帰り防止にも役立つ地域振興の核となることが期待されるわけでございます。また、いやしの島、健康の島、ヘルシーアイランド、スポーツ誘致によるスポーツアイランド、いろんな位置づけが可能でございます。まだまだ観光産業には見通しが明るいと私はこのようにとらえております。各地域の特性を最大限に生かすとともに、壱岐は一つという思いを高めまして、島民総神話の姿をつくり出しまして、積極的な住民参加を通じた観光の振興を図ることが大切だと思っております。

その中で、「いやしの島」これはどのような形、どのように思っているかという、具体的な施策はどのように思っているかという御質問でございます。私は、このいやしの島の一番重要なことは、まずいろんな資源があるとしても、まずもてなしの心、これが一番だと思っております。先日も話しましたが、今壱岐にも観光客が30万人ほど来ておりますが、年々横ばいから右肩下がりというような状況でございます。ひとつこれにもこのもてなしの心が欠けているのではなからうかと、このように思っておるわけでございます。今来ているお客さんは宝物でございます。この来ているお客さんを、「また来るね」というように帰すことが非常に重要でございます。将来、壱岐に観光に来られて、また帰ってから「ああ、壱岐に行ってよかった」そう言われるのと「ああ、壱岐はこういうとこやったぞ、そう余り魅力がなかったぞ」と言われるのは、将来も格差がついてくるわけでございます。ぜひ、この受け入れ態勢のためにも「また来てね」「また来るよ」という運動を観光協会をはじめ、皆様方にしていきたいと思っております。

設備が悪いとか、部屋が汚い、料理が悪い、態度が悪い、いろいろ中身はございます。それを統括して一番わかりやすいように、「また来てね」「また来るよ」とこういう運動をしたらどうかと、まあそれは今いう設備にも、ああ、じゃあうちはこういう設備だったらこうしなきゃいけない、食べ物もこうだったがこうせないけない、いろんなふうにですね、前向きなそういう姿勢をつくるためのそういう運動の仕方もひとつ研究をすべきではなからうかと、このように思っております。このようないい島でございます。ぜひこのよさを、資源はあります。しかし、資源があってももてなしの心がなければ、なかなか我々の意の通ずる姿にならないわけでございます。ぜひ、今の段階ではこのいろんな施設の整備も必要でございますが、そういうソフト面、これが

大事ではなからうかと思っております。

春の風物詩、第1番所の御質問でございますが、春の風物詩、第1番札所、竜蔵寺観音堂から第3番札所美濃谷観音堂めぐりは竹に椿の一厘を指して島内を回る春の一大絵巻でございます。壱州四国や33カ所巡礼についてのマップ作成の件でございますが、この照会内容については平成14年度事業で壱岐ファイルとして製作した中に神社仏閣を作成し、その中に壱州四国33カ所は明記をいたしております。しかしながら、案内板、標識、マップ等は未整備でありますので、できるものから早急に整備をしていきたいと考えております。

後の質問につきましては、教育長の方より答弁をいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 20番、橋本早苗議員にお答えをいたします。

議員の御指摘のもろもろは、それぞれの人々の心の領域に入るものでございます。今一番大切で一番微妙な問題であろうかと思っております。御指摘のお参り等が絶えておるということでございます。そのとおりだと思います。一番我々の身近でありますお墓参りも、昔と比べるとその回数が減っておるとそういうことにも原因があるのかもわかりません。このお参りの先達、また少人数の中高年、熟年の方の札所めぐり、寺社めぐりについてどう対応すべきかということでございますが、非常に盲点をつかれております。観光バスを利用されましたような大型の観光客ですと、我々といたしましても御案内等々の機会がございましたけれども、個人的な目的を持って来島される方の御案内というのが、非常に配慮と申しますが、手だてを講じてないというのが現状だと思います。

2番と3番を合体するような格好でお答えをしたいと思っております。現在、壱州四国また33カ所の巡礼を主目的とした資料というのがこれはないと思っております。このほかにも壱岐の島にははらほげ地蔵とか、小左工門地蔵とかそれぞれの地区の方がお参りをしておるところがございます。はらほげ地蔵も先日の台風で一体倒壊をいたしておりますけれども、皆さん御存じのようにはらほげ地蔵の胴と首が現在はセメントでつながっております。古いはらほげ地蔵と申しますのは胴部と頭が離れております。で、満潮によりまして頭部の丸石が落下します。その丸石をだれが最初に胴部に戻してやるかということで、非常に地域の方には早朝のお参りが盛んだったものでございます。現在、観光客等に見せておりますのは昔の姿ではございません。このように、本当の姿を失ったお参りの場も壱岐の島にははらほげ地蔵以外に随分あるのではないかと思います。観光客の方には本物を見せないと、いつか飽きられてしまいます。こういうことがございますので、我々行政といたしましては、壱州四国33カ所というような目的をもった解説書、マップは少しつくりましょうございます。いわゆる真言宗の仏教行事になりますので、少しつくりましょうございますので、壱岐の島の民族行事とか、民族遺産を集めまして、壱岐の島民族行事マップというよ

うなことで作成をすればそれは可能ではないかと思ひます。

その作成等々に関しましては、壱岐の仏教会、神道会の御指導がぜひとも必要な面だと思ひております。いやしの島、これは対人関係の心優しさ、心豊かさだと思ひておりますので、少ないグループの来島の方にも心豊かに壱岐の島から帰っていただくということが大切だと思ひておりますので、今後行政といたしましては一番やりやすい法方で対応していかせていただきたいと思ひております。

議長（瀬戸口和幸君） 橋本議員。

議員（20番 橋本 早苗君） 時間が余りありませんので、進みたいと思ひますが、市長は対応したいということでしたので、そのように聞き及んでおきたいと思ひます。先ほど言われましたように、確かに壱岐ファイルで2002にこうして非常に詳しくですね、4部門に分けて出されているわけです。この中に33カ寺も詳しく書いてございます。そういう説明は詳しくも写真入でしてあるわけですね。ところが、先ほど市長も言われましたように、ずっとめぐる場合のマップですね、こういうものになりますと載ってない、きれいなんですけれども残念ながらそれが載ってないということでありまして、私はここにある、これは壱岐以外のところの地図ですけれども、非常に二色刷りでですね、シンプルなんですよ、これにはですね、見出しもなかなかいいですね、「感じてみませんか、時代の風を」ヒーリングアイランド、これはいやしの島という、そしてですね、何が載っているか、お地蔵様、お地蔵様がいっぱい載せてあるわけですね、非常にシンプル、多分ここはこのマップだけじゃないはずですね、ほかにもあるわけですが、そういう歴史的なものに限っていわゆる歴史の風を感じてみませんかというマップとしてこうして発行してある。これは非常に親切でいいなあと、私はそこに行って、これをいただいて「ああ、やはりこういういいことは自分の島にもあるところは当てはめていかないといかん」と、こういうふう思うわけでありまして。

それから、昨日の新聞のコラムに40年前、13万人、40年後、昨年の統計数字1,330万人、100倍、これがAとします。B、40年前、35万人、昨年520万人、15倍、これはですね、日本から外国に観光に出かけた人、アウトバウンドというそうだけれども、これが100倍、ところが外国から日本に観光に訪れた人の数、15倍、コラムですから解説が続いております。これまで、我が国がいかに観光資源としての日本を過小評価してきたか、外国人旅行者の誘致に不熱心だったかという側面が見て取れるとか、日本は観光資源国として多くの魅力を秘めています。四季の変化を見せる温暖な気候、島国ならではの美しい自然、世界に誇れる豊かな歴史、多くの文化遺産を有し、これはもう壱岐のことを言っているような感じがしますが、これ日本の国ですね。我々日本人ですら気づいていない魅力がまだまだ潜在しているとか、そのためには観光行政をハード志向の国土交通省から切り離して新たに云々と、とにかく日

本も観光立国、大変苦勞していると、心配されている現状である。壱岐の島もちょうどこのように苦勞している縮図みたいなものでございます。今回もいろんな面で問われたり、提案されたりした中で、第1次産業も壱州は大事、商工業も大事ぞと、観光産業も大事だと、大事の浮き彫りがなされたようでございます。いよいよ壱岐の島は大事であるというようなことが言えるんじゃないでしょうか。

つい先日亡くなられた水上勉さんという作家がおられますが、この方は失われた日本を生涯描いてこられました。故郷や、田舎を指す言葉、これを在所と呼びますけれども、彼はこの在所を好んで使っておられまして、人間存在の根っこがこの在所にはあるんだと、在所とは高度経済成長を遂げた日本が無残に切り捨ててきたものではないか、自然、風土、伝統、人間の感情を無視していく時代に対して、水上さんは静かな怒りを燃やしながらかくさんの作品を残しておられるわけであります。

須藤教育長さんは常々現場主義、そして情報提供主義を心情としておられます。どうぞ、長田市長さんもここではひとつ仏の長田を発揮していただいて、壱岐の島が本当に住んでよかった、お客さんも来てよかったと、市長が本当に言われるようなそういう温かい島になるような努力を先頭に立って続けていただきたいと、御期待を申し上げて、質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、橋本議員の一般質問を終わります。

.....

議長（瀬戸口和幸君） 次は、8番、町田正一議員の登壇をお願いします。8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） 橋本議員の格調高い一般質問の後で、非常に私みたいながさつな人間は非常にやりにくいんですが、最近私はよく見も知らぬ人から透析問題はどげんなっとうとねとか、公立病院の問題はどげんなっとうとてというふうによく聞かれます。これはなぜかというのですね、別に私に投票してくれるわけじゃなくて対立構図がですね、非常にはっきりしていて非常に普通の人にとっても市民にとっても非常にわかりやすいんです。

厚生委員会で、小園議員が公立病院の透析の構図は水戸黄門の劇と同じだと言われましたけれども、私もそれをちょっとパクリまして、この公立病院の透析に問題については、片一方で非常に虐げられておる民衆がおって、もう片方には越後屋みたいな商人がおってですね、それと結託しておる地方の代官がおる、そして悪賢い城代家老がおってというような構図がですね、非常にわかりやすい。壱岐に例えると水戸黄門はですね、市長になれるわけです。助さん、角さんはあえて言えば、助役と収入役ぐらいだと思います。教育長はうっかり八兵衛ぐらいなものだと思いますけれども。

ところがですね、この壱岐に、壱岐の水戸黄門御一行は一般質問ずっと、一般質問から行政報告から全協の回答、全部聞いておっても、いつまでたっても印籠を出さない、テレビの視聴者が

水戸黄門を見とってですね、印籠を最後まで出さなかったら、翌週からはもう水戸黄門はだれも見なくなります。どうか市長ですね、水戸黄門と同じような気持ちになって、前の質問でも私は言ったと思いますが、どうかアドリブで自分の言葉で教えてください。回答は簡潔で構いません。前回の議会において、壱岐市以外は公立病院における10床の人口透析機の設置を求める請願書を全会一致で決議いたしました。私は提案者として多くの議員の協力を得て、離島医療にかける一つの大きな突破口になったと非常にうれしく思いました。

ところが、これに対して行政当局は医師会の圧力があったとかということで、公立病院に設計変更して5台の透析機のスペースを持つ透析室を設置すると。ただし、透析機の導入は2台で、しかも入院患者と緊急用のみにそれを使用するというふうに市長も行政報告の中で回答されています。私はですね、何でもばらまき型の福祉とか医療がいいとは思いません。しかし、だから10台の透析機の請願が認められたときも、市長が公立病院の中で実は5台、お医者さんの間で話があってですね、5台ぐらいの透析機を設けると。ただし、1台ぐらいはちょっとスペース的に狭いから4台から5台、4台になるかもしれないと、そういうふうな合意がなされたと聞いております。

ところが、出てきた回答はその有様です。私はですね、市長、水戸黄門の印籠というのはですね、市長の政治的な決断力だと思うんです。私は、市長は住民から直接選挙されて選ばれたわけですから、ほかのそこに座られておる職員とは違います。本質的に違います。細かい数字とかですね、職員のもうその下の人たちの仕事とかですね、そこまでですね、市長が日々細かいことをですね、知る必要があるとも思いません。それよりも、そういった職員の方たちが積み上げられてきた数字とか、本当に壱岐の10年後とか、20年後の壱岐の産業とか、福祉とか、医療がどうなっておるかとか、そういうのを頭の中に入れて、じゃあそれからさかのぼって、さかのぼってじゃない、下って現在はどうあるべきかという、そういうプランを市長は頭の中で描いて、それを現実に打ち出せれば、それが本来市長の責務だと私は思います。細かい数字はそこにおられる職員の方たちが一生懸命やられればいいことです。市長に必要なのは政治決断だけです。私は改めて市長の政治決断をもう一度求めたいと思います。

次に、質問の2番目については、公立病院の管理監督者の管理責任者についての質問を予定しておりましたが、これは同僚の中村議員が質問されて既に市長は回答されましたので、これについては私は質問いたしません。そのかわりと言っては何ですが、先ほどの透析と関係あることなんですが、公立病院の竹下事務長のですね、虚偽の答弁については改めて本人からこの場で私は陳謝を求めます。私は別にですね、公立病院の事務長に個人的な恨みも何もありません。非常に努力されて、今、公立病院がここまで黒字になられたのは事務長も、その功績の一端をかなり担われていると思います。ただし、事務長はですね、この透析機の導入については医師会からの圧

力があると明言いたしました。私は、そんなばかなことは絶対にないと3回も念を押したんです。そして私は本当にそんな医師会の正式な申し入れがあったのかどうか、本人には3回確認しております。これは委員会の議事録を見てもらえばわかります。

ところがですね、まあ私も別にお偉いさんは結構知っているんですね、その後、連絡して聞きました。その方は医師会の会合には必ず私は出席すると言っていましたけども、そういう医師会の内部で透析機の問題が話題になったこともなければ、医師会の方から公立病院に対して透析機を2台にしてくれとかいうような申し入れなどするわけがないと立腹されました。竹下事務長、あの発言は虚偽であったことを議会ではっきりと答弁し、陳謝していただきたい。

次に、公立病院における緊急搬送用のヘリポートの設置の件です。何度も今まで問題視され、救急患者の福岡搬送、非常に重要だと、これは市長もかねがねおっしゃられておりました。行政の壁というのは、住民にとっては何ら説得力を持たない回答です。同じ日本に住んで、同じ長崎県の同じ九州において、片一方はですね、命が助かって、片一方は命がなくなるとか、特に緊急用ではヘリコプターで運ばれる患者というのは、私の母親もそうでしたけれども、一刻一秒争います。私の母親もあと二、三十分遅かったら手術不可能で、恐らくは今ごろは植物人間になっておるか死んでおりました。そこで、私は公立病院にもぜひ緊急搬送用のヘリポートを設置してもらいたいと思います。航空法上建物の屋上とかというのが無理であれば、公立病院の敷地内とか、あるいは公立病院の隣接地でも構いません。早急にこれは取りかかるべき課題だと思っております。

次、3番目、8月1日付の西日本新聞の一面に記載されました、まあ私もそれ以外に地元の国会議員の方から資料を送ってもらって、そのことを理解しておりますけれども、国境監視の条件としてですね、離島漁業者に対して来年の5月から新たな交付金を支給するということが、水産省が決定したというふうに西日本新聞で報道されております。もちろん国境監視という側面と、それから離島漁業の振興という2つの側面があるわけですけども、私は非常に久しぶりに離島漁業者にとっては明るいニュースだと、本当に思いました。

特に、近年我が国の国境の状況を見ると、この前ある漁協の組合長の方も言われていましたけれども、我が国の固有領土である竹島は既に韓国、実質支配は韓国のものになっております。あそこには韓国陸軍が高射砲台をつくっておりますし、韓国陸軍が常に常駐しております。一方、尖閣諸島においては、既に中国が、本来我が国が主張している日中境界線、中間線じゃなくて、大陸棚全部が中国の固有領土だということで、中間線付近で既にガス田の採掘調査もしております。我が国の財務省はですね、腰抜けだと私はいつも思っておりますけれども、壱岐の問題が県の問題になって、壱岐の問題が即国の問題になるのがこの国境の問題です。壱岐の漁民はですね、操業にあたってははるかにもう国境近くまで行っております。また、韓国の漁民もですね、壱岐

対馬のですね、我が国の漁業の専管水域内に入ってきております。こういった中において、こういった中であって離島がですね、国境保全に果たすべき役割は非常に大きい、それを考えれば、離島のですね、住民税とか、消費税とか、こんなものはただにして当たり前、壱岐市の抱えるですね、300億円ぐらいの借金はですね、防衛費の中から負担して僕は、国は当たり前だと思っております。どうか、市長もですね、しかもこの国境監視の条件として壱岐市の認定が必要になります。新聞では、対馬とか沖縄とか本当にその国境について書いてありましたが、当然壱岐の漁民も国境付近に出漁をしているわけですから、当然その認定の対象になると考えます。

2番目に、この問題についての内容と認定の取り組みの壱岐市長の積極的な姿勢を答弁したいと思います。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 8番議員の質問にお答えをいたします。

まず、公立病院の透析問題でございますが、これは前日も全員協議会のお話をしたわけでございます。また、議員は御承知と思いますが、私の基本方針といたしましては、もう先日から申し上げておりますように、まず前提がございます。住民サービスの低下を来さないという条件つきでございますが、民間で可能なものはなるべく民間でという考え方を基本的に持っております。今言う注釈つきでございます。やはりサービスが低下するようなものであったらそうはならない。そういうことでございます。現在の予定では、透析機5台のスペースを設けまして2台をまず設置するよう計画しているところでございますが、あと5台の設置につきましては、今後の患者の動向を見て対処していきたいと、このように思っているところでございます。

また、出されました請願書には僕は非常に意義があったものこのようにとらえておるわけでございます。なぜかと言いますと、今言う住民サービスが低下を来さないようにという、警鐘を鳴らしていただいたものと、こういう意味で非常にこの請願書の意義があったと、このようにとらえておるわけでございます。

次に、救急搬送でございます。現在、急患輸送はあくまでも災害派遣の一環でありますから、県知事から県内の自衛隊に要請されるのが一般的であります。市民の福岡搬送をという切なる願いをかなえるべく福岡市役所の方にもお願いをいたしております。先日も質問があつて同じ答弁となるわけでございますが、福岡市としても壱岐島民の願いにこたえるべく努力はしていただいておりますが、いかんせん先ほど議員が言われるように行政区が違ふということで、ネックになっているようでございます。我々市民は、行政区が違おうとどうであろうと、市民のサービスは一緒だという考えは、私もそのように思っているわけでございますが、今の時点そういうふうなネックがあるようでございます。

福岡市の職員にも多くの彦岐市出身者がおられます。120名ぐらいだったろうと思いますが、彦岐のこの救急問題など、救助をする中でふるさとのことでもあり、まず福岡市と彦岐市の課題研究会をつくろうという話に現在なっております、早急に研究会を立ち上げるようにいたしておるところでございます。その中で、この急患輸送の話を持ち出しまして、糸口を開いていこうとしておるところでございます。いましばらく時間をいただきたいと、このように思っております。

それにヘリポート建設につきましてですが、同院の屋上にとということで検討しておられたそうでございますが、建築構造設計の工事費などが大きく、また搬送体制としては志原地区から空港までの道路の利便性が向上したということから、見送りになったと聞いております。また、病院内にヘリポートを設置いたしますと、深夜における入院患者また周囲住民への騒音の問題、照明の関係など環境問題等があるとも聞いているところでございますが、しかし将来状況を見て検討をしていきたいと、このように思っております。

次に、離島漁業者に対する国境監視を条件とする新交付金についてでございます。これも、私も新聞をいただきまして拝見させていただいたわけでございます。知らない方が多いと思いますので、ちょっと読ませていただきますが、これ新聞ではございません。ちょっと内容をどういふものかということをお聞きを御理解いただきたいと思っております。平成15年10月8日、農林水産大臣から日本学術会議会長に対して地球環境、人間生活にかかわる水産業及び、漁村の多面的な機能の内容及び評価について諮問がなされ、平成16年8月3日に答申がなされております。いろいろございますが、結論としまして日本学術会議では水産業、漁村の多面的機能に関する特別委員会を設置して検討がなされ、答申されておりますが、その機能としまして、1つに食料資源を供給する役割、2番目に自然環境を保全する役割、3番に地域社会を形成し、維持する役割、4番目に国民の生命、財産を保全する役割、5番目に居住や交流などの場を提供する役割などについて検討がなされております。

お尋ねの離島漁業者に対する国境監視を条件とする新交付金については、今申し上げました第4項目めの国民の生命、財産を保全する役割の中に入っております、非常に国境にあります彦岐に対しましては、重要な今後の課題ということで思っております。日本は世界有数の長い海岸線を持ち、排他的経済水域の面積も広大であるため、その監視は容易ではありませんが、我が国の漁船数は24万艘と言われております。漁村はおよそ5,000カ所ありまして、概算すると、150メートルの中に1隻漁船がいるそうでございます。5.7キロメートルあたりに1漁村が配置されていることになりまして、港湾は海岸線8.7キロメートルに1港の割合で存在することになっておりますが、その75%が漁港であり、漁村における水産業の営みは我が国周辺に広大な海路情報ネットワークを形成していることとなります。このネットワーク内で磁気センサー

の役割を担うのが各地の漁業協同組合でございます。これを中心とした情報連絡網が国境監視などで発揮する機能は極めて評価されるべきものであるとなっております。

また、我が国の国境警備は海上保安庁が担っているものの、長くて複雑な海岸線全体にわたって監視を続けることも極めて困難でございます。不法侵入、不法操業など我が国の主権と治安を脅かす事件を完全に封じ込めることは難しく、漁協によるネットワークが役立ち、1999年から2003年までの間に海上保安庁が摘発した不法入国事件は85件を上回り、これらには漁業関係者による連絡（発言する者あり）済みません、ちょっと皆さん意味がわかってあるかなという問題もありましたので、このような内容の答申に基づきましてですね、水産庁では水産業漁村の多面的機能である国境監視機能の維持増進を図るため、集落協定に基づいた監視活動を行なう離島も漁業集落に対し、必要な費用の財源に充てるため、国より直接支払いされる交付制度であります。これは、農業に言えば中山間と同じような補助制度でございます。

現在、水産庁では平成17年度からの事業として交付要綱等を作成中であり、まだ県に対してのこれ説明会がなされてないわけでございます。県にですね。そういうことで、取り組みの方向としては、今後制度の内容が明確になり次第、早急に取り組んでまいる所存でございます。議員が先ほど言われましたように、この壱岐の国境、非常に壱岐の防衛面では重要な役割を今後持つわけでございます。いろいろ沖縄でも自衛隊の基地の問題でございました。壱岐に呼ばばいいんじゃないかというそういう話も以前出ておりました。そういう意味では非常に北朝鮮問題、いろいろと今後問題になるべく点がございまして、そういう防衛関係と壱岐とは今後も密なる関係があると、議員の御指摘のとおり防衛費を何とか壱岐の島に持って来れないかと、こういう努力をしたいとこのように思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 公立病院事務長。

公立病院事務長（竹下 立喜君） ただいま御指摘の中から医師会からの圧力とか、外圧ですかね、ことと、それから透析機の2台ということの内容につきまして御指摘であったらうかと思えます。私、基本的にはこのことにつきましては、壱岐の医療機関の医療情勢、医療環境そういったところを動向を見ながら……。 （「事務長ですね、私はそんなことを聞きよるわけじゃないとです。いいですか、私はですね、あなたが言った虚偽の答弁を陳謝して取り消してくださいと、取り消して陳謝してくださいと言っておるんです。私あなたにも3回確認したですよ、医師会からそんな申し入れがあるわけないって、私言うたでしょうが、ところがあなた絶対ありました、ありましたと言うといてからですね、なんばいうとですか」と呼ぶ者あり） まあ、競合をしないようにという私、基本的な考え方でございます。そこで、こうしたことに、要するにこうしたようにお激怒になられたということは、私、本心で言ったつもりじゃございませんけども、そうしたつもりでも言ってないと私、基本的にこういう考え方で思っておりますので、そういうふうに

受け取り方、聞かれたのならば私ここでおわびを申し上げたいと思います。どうも済みませんでした。

議長（瀬戸口和幸君） 8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） わざと意地悪されてですね、市長、長いこと時間かけて、回答されたんだと思いますけども、民間にできることは民間でというのは私も賛成です。大賛成です。ただしですね、医療とですね、教育と防衛等に関してはですね、民間にできるものと、民間にできないものがあるんです。何でもかんでも効率性とかですね、そういうことを追求すればいいものじゃない。まして医療の面においてはですね、患者の命がかかるととです。まあ私はですね、30数名の透析患者にも会いました。台数問題はこの前市長言われたけど、私はもう台数の問題についてはですね、言いたくないんです。正直言ってですね。もっと本質的な問題があるから公立病院に透析室をつくって、外来の透析の患者を受け入れてほしいと、それが私の念願なんです。まして今、壱岐の公立病院にはですね、非常に全国でも珍しい透析内科の専門医の方がおられます。これは公立病院の事務長はですね、何と答えられるか知りませんが、もしこれですね2台とか言うたらですね、彼女は帰ってしまいますよ、恐らく。私は、非常に心配しととです。新公立病院ができるんだしたら、公立病院は壱岐のですね中核医療を担わんといかんとです。民間にできることは民間でというとですね、壱岐の高額所得者ずらとならんだらみんなお医者さんばかりじゃないですか。この中で一人でも長者番付載った人おられますか、だれもおらんでしょうが。病院の先生ばかりですよ、1番からずらずらずらずらずらずらず、もう儲けとるとやけんいいやないですか。5台ぐらい公立病院につくたってですね、今の公立病院の体制からいえばですね、10数名の患者しか、外来患者しか受けられないんです。たったそのくらいの患者数でですね、つぶれてしまうような病院だったらですね、そんな信頼性がないような病院だったらつぶれればいいとです。

それから、時間も余りないんですけども、僕はですね、竹下事務長、あなたにですね、個人的な恨みがあるわけじゃないとです。何回も言いますが、さっきから言うようにですね、きちんと答弁をしてくれと、私はもう委員会でも言いよるし、いつもあなたに言いよる。それをだらだらだら長いこと言われるからですね、私は性格的にそういうのは我慢できんからですね、いつもこうやってあなたに食ってかかりますけれども、あなたと別にもう、今度民間のですね、新責任者が決まるということなんで、公立病院の新責任者が決まるということなんでですね、次からはあなたとこういうふうに話すこともないと思うんですけども。

市長ですね、どうでしょうか、市長もこの場でですね、行政報告の文書を書いてですね、この場で私が言いましたからおっしゃるとおりで5台を入れますとかいうような回答はできんと思います。ただしですね、この前中村議員が言われたようにですね、公立病院とか、かたばる病院含

めて病院の管理責任者を置かれるということであれば、もう一回白紙に戻してですね、厚生委員会なり、議会なりで、その公立病院の責任者を交えて、もう一度透析患者の現状とか、透析機が本当に必要なのかどうかとか、まして議会ですね、この決議を受けて5台のスペースをとって2台しか入れない、その理由が私にはさっぱりわからない。正直言って。これは病院内のカンファレンスでもう決まっていることなんですよ、最初はそうだったんですよ、公立病院でそういうふうになっとたんです。それをその、いつだれがどこで決めてのか私はわからんけれども、4台か5台だった透析機の台数がですね、これ出たときにはいつの間にか2台に減るととです。こういうですね、私はですね、もう一度市長、どうでしょうか、もう一度そういった形ですね、厚生委員会なり、新病院管理者と交えてこの場合は白紙に戻すみたい形ですね、まだ公立病院ができるまでにはまだ時間もあります。私も幾らでもそれはですね、これが決まったから10台全部すぐそろえろとはいいいません。ただし、5台程度ですね、透析の機械を入れられないような、そんな決断力のないことでは私はいかんと思います。さっきも言ったように水戸黄門がですね、印籠をずっと出さんでですね、テレビの視聴率は上がりませんよ。もうだれも来週から見らんようになるそうです。それと同じことです。市長はその水戸黄門の立場におられるとですよ。私はですね、この問題についてはもう一度市長、答弁お願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。時間も来ておりますので、端的にお願いします。

市長（長田 徹君） 再三そのようなことで、市政方針にも述べております。議員の言われることは重々今までの経緯でわかっておるわけでございます。最終日に全員協議会がございまして、その場でも説明させまして、また皆さんと御協議はしたいと思いますが、一応方向性としては、今のようになっております。でも、議員の言われることは十二分にわかるわけでございます。ぜひまた全員協議会の中で、いろいろ御意見をいただければとこのように思っております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） 原田議員がこの前、郷ノ浦の都市計画財の廃止については、死ぬまで追求するとおっしゃられていましたけども、私もこの問題に関しては議員生命をかけて最後までやるつもりです。それはどうぞ覚悟しておってください。もし、実現できなかつたら次の委員会なり、議会なり、どこにでも出て私はこれを徹底的にやるつもりです。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、町田議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は、14時10分とします。

午後2時01分休憩

午後 2 時10分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。次は、22番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

議員（22番 鵜瀬 和博君） それでは通告に従い、22番、鵜瀬和博が市長、教育長に対し質問をいたします。

景観条例制定につきましてですが、壱岐の海や山は自然の偉大なテーマパークです。しかし、山や海が元気であるためには水や森を守らなくてはなりません。水や森は自然の生態系の中で生きています。壱岐では、人々は地域の歴史、文化を背景として長い間地域ごとに違った形で生活と自然とが密接なかかわりを持ち、それによって自然からの恵みを受け続けてきました。かけがえのない自然が残されているのもその結果だと思います。そのすばらしい自然に囲まれた原風景の中にある原の辻遺跡をはじめとする島内の豊かな歴史的遺産や、資源などを一体化としてとらえ、島ごと博物館、島ごと大学、島ごと元気館の3つの柱からなる原の辻遺跡埋蔵文化財センター等整備基本構想のもと、ことし原の辻遺跡復元整備事業が特別史跡24ヘクタールのうち環濠、祭儀場の整備復元が始まり、平成20年には弥生時代にも見られた風景がよみがえろうとしております。原の辻史跡100ヘクタール内は文化財保護法のもと、調査が終了しないとむやみに建物や工作物を建てることは厳しく禁止されております。しかし、壱岐市ではその周辺の開発については何ら規制する条例すらないのが現状です。幾ら原の辻遺跡を復元整備しても目の前に広がる原風景の中に、鉄塔や電柱、商業施設等が入ってくれば、安らぎの異次元空間、弥生時代にタイムトリップしていたのが、現実世界に戻り、訪れた人はがっかりされます。

そこで、原の辻遺跡だけでなく、壱岐全体をランドデザインするためにも地域にある史跡、風習、祭り、町並みや生き物、里山、海岸等の自然環境を現在ある史料をもとにゾーニングし、その素材を専門知識を持った大学等と連携し、詳細調査して学術的、文化的に保護すべき範囲を決め、保存・再生する必要があります。このことは、ハードだけでなく、側面的に保護・促進するために開発制限や罰則のある景観保護条例を早急に制定すべきと思うが、市長、教育長はどのようにお考えでしょうか。

これらの条例は、市民ボランティアの育成、支援を一つの柱にしております。こうした自然の生態系を守る地域を想像していく活動にチャレンジしていくこと、させること、海や山と昔の人はどのようにかかわってきたかを調べること、さらに単に見るだけでなく、そこにかかわっていくことが今後は必要となってきます。つまり、市長が行財政改革推進委員会へ諮問されたように、行政と住民とによる共同のまちづくり、地域づくりが大切だと思います。旧芦辺町の学びの館や総合学習を通じて子供たちが身近な環境について体験的に学ぶことにより、壱岐の恵まれた自然環境や景観を保護・保全する意識を育て、生物との触れ合いにより生物の大切さや田植えや稲刈り

などの農業体験学習、地域固有の風土、方言、歴史、地域の祭り、史跡など多くの人材を活用した実践教育をすれば、子供たちに新たな夢と誇りを持たせることへつながるのではないかと考えます。

また、今後は福岡県都市部との交流や、島内経済を活性化するためにも地域の個性化、つまりそこに住む人、史跡、文化財、祭り、食材、自然環境等を守り育てていくことこそが大事だと思います。都市部にはない特有の素材により、今後グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、心に響くクオリティー・ツーリズムを推進し、それらの素材を鮮明に主張し、インターネットや情報誌を活用して、情報発信することこそが多様化する観光志向に対し、島外の人々の注目を集め、観光産業や地場産品などの付加価値を産み出す上でも、最も重要な役割を果たすのではないのでしょうか。また、地域への誇りを引き出す上でも大切と考えます。

そこで、素晴らしい財産を次世代へ残すことが我々の使命であり、今まで蓄えられてきた史料をもとに、今後の地域や人づくり、観光産業のさらなる発展に生かせると考えますが、市長、教育長はどのようにお考えでしょうか。答弁次第では再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 22番議員の質問にお答えをいたします。

景観条例制定等についてでございますが、いい景観、いい町並みは観光離島を目指す壱岐市にとって避けて通れないことと思っております。市民みんなで景観をつくり、市民みんなで景観を育て、市民みんなで景観を守り、調和のとれた個性豊かな潤いのあるふるさと創造をするべきと、このように思っているところでございます。原の辻周辺整備につきましては、現在一大プロジェクト事業として計画立案中であり、周辺の環境整備については、議員御指摘のとおり原の辻周辺の景観条例をもって守らなければならないところは守り、つくらなければならないところはつくり、また育てていかなければならないものは育て、保存しなければならないものは保存していくと、これらのことが一番重要なことと思っております。

そこで、景観条例制定については、関係機関の諸条件や規則もあるようでございます。今後十分検討させていただきたいとこのように思っております。また、島の自然は壱岐観光の目玉であり、先人がつくり育てたこの自然環境は今後も子や孫に語り継がなければならないと、このように思っております。一方、壱岐市景観づくりでは、平成16年度から17年度にかけて、美しいまちづくり推進事業に取り組むことといたしております。この事業の取り組みは、まさに魅力ある町並み景観を生み出し、生活空間として、観光資源として計画を進めるものであります。御指摘の景観条例を制定して事業推進を図ろうかと考えているところでございます。指定地域が整えば、18年度より壱岐市をアピールする特徴的な町並み景観づくりとして着手していきたいとも

考えております。今議会に補正予算をお願いしているところでございますので、よろしく願いをいたします。

あと詳しいこと、また教育長の方より答弁をさせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 22番、鵜瀬和博議員にお答えをいたします。

景観条例の制定についてでございますが、原の辻が弥生時代の遺跡として日本で3つしかない特別史跡に指定をされた大きな理由の一つに、原の辻遺跡が弥生時代の風景を残しておるという大きな要因がございます。そのために、原の辻遺跡の周辺を今後あの状況を残していくのも我々の使命の一つだと思っております。現在、一番目立つものは、電線でございます。現行の文化財保護法でいきますと、遺跡内に電柱を立てたりする場合は、その立つ場所と電柱の場合は支線が3本から4本ございます。その支線が土に接触するところを掘って発掘調査をして記録保存をすれば、その後はそれを許可するようになります。そういうことで、遺跡内ですけれども電柱、電信が目立つような状況になっております。そこで、景観条例等を制定いたしますと、発掘後立てるものについての協議、指導等がしやすくなりまして、原の辻遺跡等々から近代的な電柱がなくなるということになるかと思っております。この電線は、地下埋設という方法があるかと思っております。それと同時に、遺跡近くの稲作、畑作の状況も残すのが弥生の原風景を残すということの大きな一つの要因になるかと思っております。

それと、自然環境の保全についてでございますが、現在文化財保護法で指定をしております壱岐の指定史跡につきましては、文化財の現状保存ということで、それぞれやっておるつもりでございます。議員が指摘されますように、今後の壱岐は日本の原風景、わかりやすく言いますと壱岐の昔を売っていくのも観光の一つのメリットになるのではないかとと思っております。景観条例、自然環境保全につきましては、教育委員会といたしましても、関係諸機関との話し合いを進めてより壱岐の島にあった方法で結論を導いていきたいものだと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 市長の御答弁、教育長の御答弁、お二人ともぜひしたいということで、力強い御答弁をいただきました。ただ、先ほど教育長の方から言われました文化財保護で指定を受けている町指定、県指定、国指定の分については予算がつけられていますけども、それ以外に特に里山ですね、里山あたりは人々が暮らしていた山ですから、史跡とかそういった部分で重要でない部分があるかと思っております。昔から人はそこに入って薪を取って、下の枝切りをしてそしてその近くには田んぼがあって、里山のというのは田の土の山と書きます。やはりそこからすべて恵みを受けて農業が成り立っていたと、そして今では海も、海の漁獲が減ったのも山が

なくなったからだと、漁師が山をつくって、山にその木を植える時代になっております。そうしたかわりで、すべていろんな自然の生態系につきましては山から海にいくと、そういったことで今後もっと重点的にしていただきたい。このほかに、自然だけではなくて田舎の方に行けば、いろんな石垣とか、すごい昔の方がつくられた石垣あたり、今ではつくれて言ってもつくる人がいないかと思えます。あれだけの技術を持った造形物というのは歴史的、文化的にすごいものもありますし、芸術的にもかなり高いものがあると私は考えております。そういったところの保護の指定にすることによって、その人にそういった意識を持たせれば誇りも出ますし、そして今後後世につなげていかれるのではないかと。

特に今、環境保全に関しては、壱岐市の場合は環境美化の推進で、緑化あとごみですね、そして一般廃棄物については壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、こと細かく決められているようです。ごみに至っては、罰則もあるようです。そして、特に問題になっているのが県の管轄でもある放置自動車の処理だと思います。緑の中にあの自動車の廃車がたくさん山積みになっております。県の方も17年1月からこの自動車リサイクル法の施行に伴いまして、県の保健所の方ですかね、が力を入れてされているとお聞きしております。やはりこういったところから、目に見えるところから変えていくのが行政ではなかろうかと。

そして、特に今いろんなところで取り入れられているのが、いろんな観光地のオーナー制度ですね、都市部の方にオーナーになっていただいて年に1回、例えばこちらでいうとメロンならメロンになっていただければ、そのメロンを収穫したときに収穫しますから来てくださいと、そして送ったりするとか、そういう方法も取られております。方法としてはたくさんいろんな方法があると思えます。旧芦辺町で桜街道としている分があるんですが、こちらは林業研究会のお手伝いをいただきまして、それぞれ苗木を買いまして年に2回下草を取って、今きれいな花が咲くまでになっております。こういったことをして、必然的にこちらからそういう機会をつくってやるという仕掛けの部分の観光については取り組みも必要じゃないかと。そして今、特に子供たちはなかなか山で遊ぶ機会もないようでございます。土曜日休みにはなっていますが、クラブや塾等でなかなか泥まみれになって遊ぶようなことがないです。だから、そういう機会も含めて教育委員会の方で検討していただきたいと思えます。

特に、今こういった自然保護条例につきましては、田舎ほど条例を制定しております。というのが、いくら田舎が都会に勝とうと思っているような立派なコンベンションホールをつくっても、それは都会の人にとっては全然珍しくないわけですね。だから、今は自分のところに立ち返る時代と私は思っております。芦辺町の時代のときから私は地元学の勧めをずっとしてきました。原の辻の基本構想の中に、あと「飛翔・壱岐」市の新都市計画の中にもその壱岐学というのがいろんなキーワードとしてたくさん出てきております。ということは、その計画の中でそれだけの

認識を持って計画を立てられているということは、それだけ重点的に予算なり、力を入れていただきたいと思います。特に、学びの館が旧芦辺町にできましたけども、この活用につきましても今後十分活用していかないと、箱物をつくったはいいいけどもという今までの箱物行政と同じような取り組みになるかと思えます。

原の辻遺跡につきましても、やはりかなりの額をかけてつくるわけですから、ただ私が言いたいのは20億円かかろうが、30億円かかろうが中途半端なものはつくってほしくないということです。一番人が飽きるというのは中途半端です。だから、壱岐に行けばあれがあると、こういういいものがあると。俗に言うこの間のシンポジウムで言われてました本物志向ですね、やはり本物をつくったからこそ残っているが今のハウステンボスだと思います。あれは、今事実上はちょっと経営状態が余りよくないですけども、多くの方から親しまれているという県民のファンも多いというのは、やはり本物志向でお金はかかったけども後世の遺構として残すべき価値があると皆さんが判断したからこそ、県民こそって、ましてや県外の方々にも会員になっていただいて支えていっていただいております。そうしたことからいえるように、本物志向、先ほど教育長が言われましたはらほげ地蔵さんのコンクリートの話もそうです。昔、どうだったかというのを調べてそのとおりにしておって、たまにはおばあさんが子供と行って、昔はこうこうこうやったとよということから次世代に引き継ぐ歴史習慣というのが残っていきます。方言もその一つだと思います。今、これだけ情報が氾濫しております。そして、氾濫しているから身の回りのそのすばらしいいろんな自然とか遺構につきましても皆さん豊か過ぎてわかってない部分があるかと思えます。私もUターンして帰ってきた人間の一人として、改めて壱岐を離れて壱岐のよさを痛感しました。そして今、こうして壱岐にいてこういうこの壱岐の大切さを改めて皆さんにこの場をおかりして伝えていきたいと思っております。今後の取り組みにつきましても、また教育長の方に御答弁を、さらなる御答弁をいただきたいと思えます。

市長に関しましては、ぜひするということですけども、ただ私がいつも思うのは検討・研究しますという答弁はわかるんですが、18年にもう施行されるようにゾーニングするということをはっきり言われましたので、この制定についても20年オープンを原の辻でいえば目指しておりますので、何年までにしますという力強いお言葉をいただきたいと思えます。よろしく願います。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 22番議員にお答えをいたします。

今後の方向でございますが、これは大きく原の辻と他の方面についてだと思えます。議員が申されました島内にまだ隠れております文化財、石垣とか、古い屋敷等々がございまして。この建造物につきましても検証の一つに県が美しいまちづくり審議会というのを持っております。その審

議会で認定されますと、その現地にプレート等を立てまして、皆さんの意識を促すという制度がございますので、ぜひともそれに出したい物件が随分ございますので、それに提出できるように努力をいたします。

それと、原の辻でございますが、中途半端なものをつくってはいけないという非常にありがたくもあり、厳しい御指摘をいただいております。私も原の辻の整備に関しましてたまたまと申しますか、運よくこの場におりますので、後世の壱岐の人々が当時はいろいろと大変だったろうけれども、いいものを残してくれたというような施設、環境をつくっていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 先ほど、壱岐市景観づくりの条例で今取り組んでいる事業を今、補正予算お願いしているわけでございます。これは18年度で壱岐市をアピールする特定なまちづくり、景観づくり等に着手しております。これはもう18年度につくりたいとこのように思っております。また、この条例をつくるにはやはり何が何でも周りの人の御理解がこれ必要になるわけです。それに、この地区がこういうことにしたいということになれば、その周りの方のですね、同意がなければなかなか難しいものでございます。それには御理解を得るように一生懸命努力いたしまして、原の辻遺跡の方もですね、ぜひそういう指定をしたいと思っております。完成までにはしたいとこのように思っております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。今、市長が言われた完成までにはしたいということは、平成20年に第1次オープンですから、平成20年までには条例制定をしたいというふうに私は受け取りました。今、指定した近くの方の意見をお聞きしないといけない、これもごもっともでございます。ただ、一例として一つ、こういった条例をつくられているところもありますよということで、言っておきます。高知市なんですけども、里山保全条例というのを施行しております。こちらはですね、もちろんその都市部の乱開発を規制しようというのが前提なんですけども、保全地区の指定前にですね、地権者の同意を前提しないのが最大の特徴と、こういったぜひ行政挙げてここは守らないといけないという部分については、これだけの強い意志を持ってしていただきたい。もちろん、強制執行みたいな形をとられると、またその方々も憤慨されるし、その後の保全につきましてもいろいろと諸問題が起こってくるでしょうから、それはいろんな方々とお話をされて特に今後職員の資質というか、まあ技術職ですね、重要なのが特に専門職ですね、人づくり基本計画策定を本年度されます。されるようですが、その中に、ぜひ入れていただきたいのが、条例法令の専門の職員を設けていただきたいと。旧来、町村会の方

でそういった共同の条例のシステムづくりというのがあったかと思うんですが、その辺も含めて条例、法令の専門の職員の育成が今後はかなり必要となってくると思います。

そして、特に一番これから大事なのは先ほどからも市長が言われてますように、いろんなのが整備されても来る人がいなかったら一緒だということで、市長がされました福岡市への職員の派遣につきましては、私からのお願いとしてはもちろんいろんな団体に言うてお願いに行くのも一つなんですけども、報道関係の方と関係を密にとっていただいて、常に壱岐の報道をしていただくと、いろんな地方紙はじめ、全国紙、壱岐の話題が離島の中で一番少ないように思います。五島が1番、次が対馬、そして最後に壱岐が来るようでございます。これが壱岐には素材がないというわけではなくて、情報発信の仕方が下手なんだろうなと思います。素材はたくさんあっても、出す方、手だてが知らないとそれはむだになってしまいます。せっかく血税をかけているんな保全をされていくわけですが、それを有効に使うためにもぜひそういった報道関係の方と特に関係を密にするというか、いろんな情報を常にそこを窓口として発信していただくと、で、壱岐の情報はそこに行けば必ずわかるというふうに、行政だけではなくて、各種団体のいろんな催し物があるかと思うんですが、その情報についても壱岐市の方で集約できるようなシステムづくりが、今後は必要になってくるのではないかと思います。そうすることによって、情報発信をして壱岐ではいつ来てもいろんな催し物があるんだなあというふうになっていくと思います。そして、将来的な観光志向も多様化しておりますので、その中からピックアップしているんなところに観光に行かれるのではなからうかと思えます。これからは、ハードよりもソフトの時代です。ぜひ、ソフトの充実を図って職員はじめ、壱岐島民の方々が共同したまちづくりをしていただくように、私から市長の方をお願いしまして、ぜひ早目に行革の判断をしていただきまして、すばらしい海と緑、歴史を活かすいやしの島、壱岐になるように全身全霊で頑張っていたいただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、鵜瀬議員の一般質問を終わります。

.....

議長（瀬戸口和幸君） 次に、2番、町田光浩議員の登壇をお願いします。

議員（2番 町田 光浩君） 2番、町田です。まず、質問に入る前に、通告には出しておりませんが、市長に1点お聞きしたいことがございます。主観的なことでもありますので、無理にお答えいただかなくても結構ですけれども、できましたらお答えをお願いします。市長は壱岐を、この島を愛していらっしゃるでしょうか。

それでは2番、町田光浩が通告に従い質問をいたします。世は情報化時代と言われるようになって久しいのですけれども、この情報化という意味、当初は急激に発達した伝達手段の中に氾濫

する情報の中で、いかに有益で有効な情報を引き出して活用するかという意味合いだったものから、ここ数年来においてはいかに効率よく効果的に情報を発信できるか、そういった意味に変わってきているのではないかと私は理解をしております。

たった今、鵜瀬議員も話していらっしゃいましたけれども、私も常々思っておりますのが、情報を集約する場所がない、壱岐市においても多くの印刷物、広報活動、すばらしくよくできたホームページ等々、情報発信には取り組んでありますし、観光協会、農協、漁協、商工会等、各種団体においても同様の取り組みがなされていることは、市民の皆さんが知るところでもありますし、また企業、個人事業所、ひいては個人においてもホームページの開設と情報発信が行なわれております。ただ、非常に残念なことに、これらの相互の連携がない、せいぜいお互いのホームページにリンクを張っている程度のものです。先ほど申しましたように、常々そういった情報をですね、個々にそれぞれに発信していくのでは効果が非常に小さいと感じておりました。どこかに集約する機関なり、場所なり、ものなり、何がしかの媒体なり、そういったものが必要ではないかなと考えております。そうやって集約することによってですね、より効果的な情報発信、それぞれの団体なり個人なりの情報発信がそれぞれに効果的になり、お互いに情報交換、そして一つ一つのものが集まってもっと大きな情報発信という形に発展していくと考えております。ぜひですね、こうやってお金をかけられたり、時間を使ったりいろんな知恵を絞って情報を発信してもですね、なかなかそれに見合う十分な効果が発揮できていない現状ですので、市長のおっしゃっている壱岐を売り込むという意味合いからも、ぜひ早急に市全域レベルのネットワークの構築が必要と考えます。

そこで、現在、地域情報ネットワークこれは市内LAN等も含んで結構ですけども、こういったものの構築、及び整備に関する具体的な計画、もしくは構想があるのか、また市長はこういった地域情報ネットワークの必要性をどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

議長（瀬戸口和幸君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 2番議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目に通告外でございました壱岐を愛しているかと、愛しております。

私は、この壱岐の島へは私、以前観光協会でいろいろ役持っているときに、今はスローガンは海と緑、歴史を活かすいやしの島という壱岐のスローガンになっておりますが、あの当時、自分自分なりのスローガンを持っておりまして、青い海、緑の島、壱岐はみんなの宝島と、こういうことを表に出しましていろいろイベント事業もした経緯がございます。壱岐は非常にすばらしい資源があると、この資源を島にいるみんなが気がついてないものがたくさんあるのではなからうかと、これを発掘していわゆる外貨を稼ぐ方向ができないか、その要素は十二分に持っているものと、私は今も変わらずそのように思っているところでございます。非常に愛しております。

壱岐のために一生懸命頑張りたいと思います。

次に、地域情報ネットワークの構築、整備についてでございます。この構築、整備に関する具体的な計画はあるのか、またその必要性をどのように考えているのかと、非常に私にとりましては、音痴な部分もございます。まず、地域情報化につきましては、国の電子自治体構想にもありますように、重要な施策として全国で推進をされております。壱岐市におきましても、新市建設計画の中で地域に活力を持たせる情報通信基盤の整備を掲げまして、今後の市の施策の中で具体的な計画をする必要があると考えておりましたが、現在具体的に計画には至っておりません。地域情報通信ネットワーク基盤の整備の必要性につきましては、行政業務の効率化、透明性、サービス向上をはじめ、防災、在宅医療システムなどの福祉医療、学校間のネットワークづくり、また教育情報の収集、活用、産業分野においてもさまざまな利用が期待されると思っております。さらには、それぞれの分野において十分活用ができるならば、新たな産業の誕生も期待できると、このように思っているわけでございます。

最近、問題になっておりますが、家庭でできる仕事、出勤しなくて家でパソコンを使った仕事もあるとか、いろんなものがございます。非常に、この情報を有効に使いきると、使いきらないとは将来大きな地域の差が出るのではなかろうかと、素人なりに感じるわけでございます。まだまだ具体化はいたしておりませんが、整備には多額の予算も伴うわけでございます。しかし、上五島と対馬も何か、上五島は基盤整備がもう終わっている、また対馬もやるというようなお話も聞いております。十分検討しながら、計画も進めてみたいとは思っているところでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 2番、町田議員。

議員（2番 町田 光浩君） ありがとうございます。対馬はですね、早くからケーブルテレビを引かれて、一部ですけれども引かれていたということもありますし、五島も計画がされていると。ちょっと今、進行状況が悪いみたいですけれども。

ここですね、私から少し提言をさせていただきたいと考えております。今後、壱岐市建設計画がまた策定されると思いますけれども、その策定段階においてですね、何らかの形で情報ネットワークの計画をぜひ、今、市長答弁の中でおっしゃいましたけれども、盛り込んでいただきたいと考えております。その際にですね、幾つかの種類が考えられると、幾つかの方法が考えられると思うんですけれども、ぜひですね、CATV、ケーブルテレビの導入を検討していただきたいと思っております。なぜケーブルテレビなのかということの説明しておりますとですね、時間がとても質問の時間では足りませんので、あらかじめ概要は市長の方に資料を差し上げておりますので、それを読んでいただいて、足りない部分は後からでも私資料をお渡ししますので、ぜひ見ていただきたいとおもます。よく、普通お話をさせていただいているときに、ケーブルテレビ

の話とかをしますとですね、なんでテレビなんだということをおっしゃる方がほとんどですので、少しちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、ポイントだけちょっと幾つか抜粋してお話をしたいと思います。

まず、ケーブルネットワークで何ができるのかという話になるんですけども、まずもちろんケーブルテレビですから、テレビのチャンネルがふえると、衛星放送も同時に受信できると、難視聴地域の解消になると。あとですね、電話が無料になると、市内通話ですけども。これはピンとこないと思われるので、一番簡単に判りやすく言いますと、ホテルのテレビと電話をイメージしていただくとわかりやすいと思います。現在、ホテル等はほとんどケーブルテレビを引いておりますので、民放の放送ばかり、衛星放送数チャンネル、管内放送があります。これは壱岐市に当てはめた場合、壱岐の行政チャンネル、行政のお知らせとか、各種団体のお知らせとかこういった議会の中継ですとか、市主催、もしくは民間主催の祭事、催しごとですね、催し物の録画中継等もできると。で、なかなか足が悪くて孫の運動会にも行けないおばあちゃんたちも、家でその様子が見れたりもするといったことがまず上げられます。今、難視聴地域の方々も鮮明な画像を見れるようになると思いますけれども、もちろんこれは電波で飛ばすのではなく、ケーブルで引きますからそういったものが解消されます。もちろん、電波ではありませんのでアンテナが不用になります。次に、市内通話が無料になると申しあげましたけれども、ホテルの管内通話、部屋番号を押すとその部屋につながるようになっております。壱岐市の中で各家庭間において、その定められた番号を押すことによって、通話ができる。で、そこに料金は発生しないという形になります。こういったことがですね、もちろんファックスも含めて市内に関しては無料になるということになります。

ここでですね、市長の方にはあらかじめ資料としてお渡ししておるんですけども、6月の定例会で可決されました予算書の中にですね、各予算の中から説明の欄に電話料と明記してあるものだけを抜き出して計算をしてみました。一般会計の方から5,295万8,000円、特別会計のいろいろなところのを合わせますと1,138万8,000円、合計で6,434万6,000円、これは今回の予算書というのはちょっと変則ですから、7月から3月までの予算案だと私は認識しておりますので、これを1年間、年間に換算しますと、およそ8,000万円から9,000万円が電話料として上げられております。ただし、これは説明の欄に明確に電話料と記載されている部分だけを抜き出しておりますので、実際電話料というただし書きのないところに合算されているものもあると思いますので、実質はもう少しあるのではないかと推測されます。加えてですね、このケーブルテレビのケーブル網を使いますと、インターネットへの接続ができます。で、各種プロバイダー料、皆さん今、個人とか企業とかで入っていらっしゃるけれども、年間それなりの使用料を払われております。

先日の質疑の折にも私質問させていただいたんですが、小学校、中学校だけで60数万円、ほかのところもいろいろ入っておりますので、これもそれなりの金額になると思われま。この金額がですね、かなり低額になる。これはもちろん市自体もですけども、一般の個人の方、企業の方も格安の料金でインターネットへの接続が可能になる。しかもごく一部の方を除いてになると思うんですけども、現在の速度よりも接続速度は速くなります。ISDNとかADSLということばをお聞きになったことはあると思いますけれども、恐らくADSLと同等もしくはそれ以上の高速通信が可能になります。それと、これはですね特筆すべきことなんですが、この通信網というのは光ケーブルとか、同軸ケーブルとか使っております。双方向通信ができるわけです。双方向通信ができるとどういうことができるのか、お互いの情報のやりとりができるわけですね、一般的に今、仕事上でデータとかファイルのやりとりはごく日常に行なわれております。これをもし自治体、市でやるとかいうことになればですね、高齢者の健康管理とか、介護・福祉こういったところに大きく活用ができるわけです。

現在ですね、名古屋市に1,291名の方、高齢者の方でひとり暮らしをされています。いわゆる独居老人という方ですね、8月31日現在の名古屋市の世帯数が1万1,452世帯、世帯数と1戸、2戸、戸数、軒数というのはイコールになりませんので、ちょっと難しいんですが、ただですね、単純にこの数字だけで計算しますと、10軒に1軒独居老人の方が、高齢者の方がおひとりでお住まいになっている。もちろん専用の端末が必要にはなってくると思うんですけど、その端末さえあればですね、お年寄りの方、おひとりでお住まいされているお年寄りの方でも簡単に血圧やら、心拍数やら、血糖値もでしたと思いますが、送れるんです。よく、公共施設なんかには血圧計が置いてありますよね、ああいった感じ、ボタン一つで血圧、心拍数はかれます。さらにもう一つボタンを押すとそれが情報センターへ集約される。これをもし毎日定時にこの時間にこのことをやってくださいよとお願いしていたとします、毎日の血圧、心拍数等のデータをですね、集約して、その方の健康管理までできるわけです。先進地、実際にやられているところの事例としてですね、あるそういった高齢者の方なかなか血圧が下がらない、病院に行って薬をもらうけれどもなかなかよくなる。このシステムが導入されまして、毎日そういったデータを情報センターに送っております。情報センターは定期的に主治医の方にそのデータを転送しますから、主治医が見ておかしいとこんなはずはないと、どうも薬がこれはあっていないようだ、薬を変えられたら途端によくなったと。幾ら主治医といってもですね、やはり毎日のそこまでの健康管理を一人一人の患者さんにすることはできません。こういったことも可能になってきます。あと、学校の教育でいろいろ活用ができたりとか、そういったもろもろいろんな可能性を秘めているんですけども。では、なぜこれほど利点のある事業をほかの自治体がなかなか着手しないのか、それは先ほど市長も答弁の中で言われたんですけども、一番大きな障害になっているの

が多大な設備費にあります。

実は先日、同僚議員2人と私含めて3人で調査に行っていました。もちろん自腹を切っていますけれども、そこでいろいろと調べて聞いてきたんですけれども、壱岐市の場合、詳細にはきちんとした設計をしてみないと、もちろんわからないんですけれども、おおよその概算で30億円から40億円の予算が必要と思われます。ただ、ここで、ちょっと私なりに試算をちょっとしてみたものがありますので、ちょっとお聞きになっていただきたいんですが、まず大目に見積もって総事業費が40億円かかったとします。この事業に関しては総務省から3分の1補助があります。その額を引いて40億円の3分の2ですから、おおよそ27億円程度、この事業は過疎債が適用されますので27億円の95%の、さらに70%として計算しますと、壱岐市の実質自己負担額はおおよそ9億円程度。この事業に関してはですね、この9億円程度の部分にさらに合併特例債も適用できるということを、私はどれがいいのかわかりませんが、使っているのかわかりませんが、適用できるということも聞いておりますので、補足でお伝えしておきます。

次に、現在、壱岐市内に約1万1,400世帯あるというのは先ほど申し上げたんですけれども、月額使用料、ケーブルテレビの場合ですから、月額使用料というものが発生してくるんですけれども、1戸当たり1,500円とした場合、一般的に民間のケーブル会社に加入した場合の月額使用料が大体3,000円から5,000円程度ですから、それから比べると随分安い料金であると思いますが、1,500円の1万1,400世帯、年間に換算して12を掛けますと、2億520万円、おおよそ2億円ですね、一般的にインフラの耐用年数が10年以上ということですので、最短で10年と計算しても、実に20億円以上が市民に還元される計算になります。先ほど申し上げましたように、壱岐市の年間電話使用料6,400幾ら、これ年間にしまして大体8,000万円から9,000万円、これが節約できるということになってきます。もちろんこの段階で自治体単独事業ということもありますし、人件費、ランニングコスト等は今計算には入れておりませんが、しかも随分大ざっぱで乱暴な計算ですが、ただ、今までのいろんな事業に比べて間違いなく収益性がある事業だということは疑いようがないのではないかと考えております。まさに、合併時に大きく叫ばれましたサービスは高く、負担は低く、これを実現できる事業だと思っています。

今回、私の質問に際して先ほどちらっと申しましたけれども、市長には大ざっぱな概要と先ほどの電話料を集計した表等を事前にお渡ししておりましたので、答弁もやりやすかったかと思えます。そこで、この計画をぜひ実現に向けて検討しましょうというようなことを、市長の口からお答えいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 非常に、るる説明がありまして、非常に説得力のある説明であったかと思っております。何か以前、壱岐もいろいろ調べたということ今聞いております。壱岐のように山峡型、まあ密集してない地区では非常に経費がかかり過ぎる。また、島内の公共施設だけ結ぶとした場合で、これ約5億円が必要であり、全世帯を結ぶだけでどれくらいになるか試算の必要があるがなかなか必要性を感じながらはっきりとした目的と経費を検討の余があるという前のそういういきさつがあるようでございます。

今のお話を聞きまして、非常に収益性のある事業は大歓迎でございます。本当に収益性があるのかどうか、よく吟味をしてみたい。その後に返事をさせていただきたいとこのように思っております。よろしく願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 2番、町田議員。

議員（2番 町田 光浩君） この件については、私もまだまだ勉強不足ですので、これからもっといろいろと勉強させていただいて、もっともっとこれが実現に向かうように市長再度ともいろいろと協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいのと、最後にちょっと付け加えさせていただきたいのが、いろんな事業、いい事業も余りいいと思いがたいような事業もいろいろありますけれども、企画段階で、なかなか我々が耳にする機会が少ない、ある程度もう固まってしまいそうな時期になってやっと、初めて耳にするようなことが多々あります。ぜひ、計画が進行している最中にいろいろと情報提供なり、協議の場なりそういったことを今後は持っていたいただきたいと思います。

そして、この事業ももちろん進めていっていただきたいし、いろいろやっていかなくちゃいけないことが山積みだとは思いますが、ただ、これに限らず、市長には思い切った英断をぜひやっていただきたいように切望いたします。どんな事業、企画等であっても、例えば新庁舎なり、病院なりいろいろありますけれども、そういった問題にしても、市長がこれは絶対に必要なんだと、これは壱岐のためにやるべきなんだ、そう思われることに対しては、もっともっと強いリーダーシップをぜひ発揮していただきたい。それこそが、壱岐のこの島に住む人たち、市民そしてこれから生まれ来るであろう子供たちのためでありまして、市長先ほど通告外のことをお答えいただきましたけれども、市長がどれほどこの島を愛しているかのあらわれだと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

今定例会でも、前回よりも市長にハツパをかけるような議員の中の発言が、内容が多かったように思います。それは、やっぱりみんな合併してもいいことはないやと、悪いことばかりやという声をやっぱりよく耳にするんだと思います。そういう声がどんどん議員みんなの耳に入って来るんだと思います。ただ、この合併していいことは一つもない、悪いことばかりっておっしゃる方々は、その言葉の裏には合併してよかったって本当はそう言いたいんだと思います。ぜひ、

合併してよかったと言えるように、この島がよくなることを切望しますし、市長にはさらに強いリーダーシップを、市長に期待しているんですよ、みんな。今、合併したこのときにやらなければいけないこと、やらなければいけないことがあるんです。それを、市長は強いリーダーシップをとっていただきたい。それをお願いして私の質問を終わります。何か答弁がございましたらお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） いろいろ前向きな御意見と拝聴いたしております。期待どおり一生懸命「合併してよかったな」と言われるように努力してまいります。合併は、合併したからよくなるということではないと常々、合併は将来の壱岐の方向性が将来これ以上悪くならないように、そしてその後だんだんよくなる目標が持てるように、これは合併は目標ではございません。合併したからすぐ結果ではございません。これは、将来に対する手段でございます。そういう意味で、しかし5年後、10年後には合併してよかったと思われるように一生懸命努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、町田議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は、15時20分とします。

午後3時11分休憩

.....
午後3時20分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、33番、大浦利貞議員の登壇をお願いします。

議員（33番 大浦 利貞君） それでは、通告に従い、2つの問題で質問をいたします。

まず、初めの問題は、ごみ処理施設整備計画の策定についてであります。新聞報道によりますと、8月5日に環境庁は福井県敦賀市の民間最終処分場に焼却灰などのごみを搬入していた自治体と一部事務組合の62団体に対し、環境対策のための費用を強制的に支払わせる方針を決めたとなっております。この出来事の背景には、この民間最終処分場に焼却灰を搬入していた自治体のほとんどが自前の最終処分場を持っていたが満杯になり、新たな最終処分場の建設が進まない状態にあった。このため、民間最終処分場はこれらの需要を受け入れて、許可容量を大幅に超えて埋立てを行い、環境問題が発生した。そして、改善命令を実施できないままに破綻した。こうした事情があります。

壱岐市でも、郷ノ浦町と芦辺町が県外の民間最終処分場に焼却灰を搬入しており、同じような

問題が起こりかねない状況と言えます。また、ほかの町もいずれ焼却灰をどうするかという問題が生じてきます。仮に、自前の最終処分場を多額の費用をかけて建設したとしても、短期間で満杯になる可能性があります。したがって、ごみ処理については、焼却灰の処理を含め、どのような処理の仕方をするのか十分な研究が必要であります。

そうした中で、鹿児島県川辺町が最終処分場を必要としないごみ処理のシステムを確立したとの情報を得たので、本年4月の下旬に私を含め、議員の有志8名が自費で川辺町に飛び、ごみ処理のやり方を見てきました。ほかにいきたい議員もいたのですが、日程の調節がつかず8名になりました。川辺町の処理方式はバッチ燃焼方式で普通の焼却炉ですが、煙は外に出さず、煙に含まれる焼却灰もすべて取り込む、そして常温常圧、つまり自然の状態ですべて焼却灰の中のダイオキシン類を分解して取り除き無害化する、こうしたシステムでした。特に、ダイオキシン類を分解する装置は、日本で初めて開発された第1号機との説明でしたが、私はこの装置は恐らく世界で初めてではないかと思えます。その理由は、後で説明をします。

そこで、この結果を厚生常任委員会に報告、厚生常任委員会でもこの方式を採用すべきとの結論に達し、市当局に申し入れることになりました。そして、4月28日、厚生常任委員長が市当局に申し入れをしました。ところが、7月17日に行なわれた壱岐と環境問題を考える会の総会の席上で、市当局からごみ処理施設整備基本計画の策定に関して、どのような処理方式にするかも含め、外部に委託するとの説明がなされました。

それで、厚生常任委員会から川辺町方式を検討するよう申し入れているが、どのように検討したのかをたどりました。答えは外部委託の結果、川辺町方式という答申が出れば正式に検討するというものです。しかし、これでは厚生常任委員会の申し入れについてはほとんど検討していないということになります。基本計画を外部委託すれば、答申されてくる内容は初めからわかっています。業者とのつながりもあり、高温熔融炉方式の再利用を答申してくるとしか考えられませんが、この高温熔融炉方式は幾つもの未解決の問題を抱えた欠陥商品だったのに、平成8年に厚生省がダイオキシン規制に乗り出したため、ダイオキシンを減らせるということからあちこちの自治体が飛びついたという経過があります。しかし、熔融炉方式を採用した自治体では予期しなかったいろんな問題に直面しています。

例を挙げれば切りがないので、一例だけを挙げてみます。郷ノ浦町議会時代の平成12年2月に2年前の平成10年の3月に完成した飯塚クリーンセンターを視察しました。ガス化高温熔融炉方式で総事業費171億円、外部からの視察を予定した立派な施設でした。この施設は当初、ダイオキシンは発生しないはずだったのに結果は違っていました。煙突から煙が出る瞬間は確かにダイオキシンはゼロである。しかし、大気中で煙が冷却されるときに再びダイオキシンが発生するということが判明しました。このことから、その施設責任者は今の世界の技術水準ではダ

イオキシンの発生をゼロに近づけることはできてもゼロにすることは不可能であると話してくれました。さらに、後日判明したのですが、高温を維持するためには熔融炉の燃料はコークスを使用しますが、初年度の平成10年度は可燃ごみの量が1日当たり70トンでしたが、2年目の11年度はごみの分別収集が進み1日当たり50トンに激変した。当然、コークスの使用料も減ると思ったら、高温を維持するために空焚きしなくてはならないので鉬物の使用料は逆にふえてしまった。したがって、ランニングコストが平成10年度がトン当たり1万9,500円だったのが、11年度はトン当たり3万5,000円と1.8倍にはね上がった。こうした例はほかにもたくさんあり、「こんなはずじゃなかった」とぼやいている自治体も多いと言われています。

ここで、川辺町のやり方を引き合いに出さざるを得ないのですが、川辺町のやり方はすべての問題について自分たちで考え、住民と相談しながら解決するというやり方です。ごみ処理の問題でも、当初、焼却灰は郷ノ浦町と同じように都城市の民間最終処分場に持ち込んでいましたが、経費節減のために最終処分場に持ち込まなくても済む方法、あるいは最終処分場をつくらなくても済むようにするためにはどうしたらよいか、これを出発点にして自分たちで考え、勉強した。その結果、ドイツの学者がダイオキシンを分解する理論を考え出していることがわかった。それで、平成11年9月にその学者を川辺町に呼び、ダイオキシンを分解する実験を始めます。そして、平成13年7月に実験を成功させて、常温常圧の状態で実用化できるまでにこぎつけ、平成14年11月にダイオキシン類無害化処理施設を完成させています。私たちが飯塚クリーンセンターで世界の技術水準ではダイオキシンをゼロにすることは不可能との話を聞いているときに、川辺町ではダイオキシンをゼロにする実験を一生懸命やっていたのです。ですから、川辺町の無害化処理施設は日本で初めてというより、世界で初めてといえるのではないかと思います。そして、川辺町は何ら規制のない時代に埋め立てた焼却灰も掘り起こして、無害化処理を進めています。30年かかるそうですが、それでもやるんだと言っていました。

ダイオキシンの無害化処理だけを強調しますと、一面的な言い方になりますので、問題点も申し添えておきます。環境庁はこの無害化処理技術を承認していますが、無害化された焼却灰も廃棄物だから最終処分場に埋めるといいます。8月27日に開催された長崎大学環境科学部の公開講座に参加された方は御存じですが、ダイオキシンは焼却灰の中の極めて微量の成分であり、その他の成分についてはいまだ解明されていないそうですから、環境庁の言い分もやむを得ないかと思います。そうなりますと、焼却灰を無害化処理すること自体が無意味になってしまいます。なぜかと言いますと、金の面からだけ考えた場合、焼却灰を最終処分場に持ち込むのであれば、無害化処理をしないで持ち込んだ方が安上がりになるからです。そのため、川辺町では無害化処理した灰を使ってれんがをつくっていますが、残念ながら普通のれんがに比べてコスト高になり、研究すべき課題が残されています。また、その後に吉岐で聞いた話ですが、焼却灰はセメントの

原料としても引き取ってもらえるとのこと。これを教えてくれた人は川辺町と同じようにナトリウムを使えばダイオキシンを分解できるという理論を知っていました。研究する余地がありますのでこのことも申し添えておきます。

また、初めのところに戻りますが、吉岐市の焼却施設については平成21年3月には郷ノ浦町の焼却場が閉鎖されることになり、その後も各町の焼却施設の耐用年限が順次到来してきます。焼却灰の処理を含め、ごみ処理施設をどのように整備するのかという問題は早急に検討しなければならない課題になっています。コンサルタントに任せるだけでなく、厚生常任委員会からも申し入れているように、川辺町方式を自分たちで検討してもらいたい。莫大な金を必要とする高温熔融炉方式では、ダイオキシンはゼロにならないし、維持費がかさみ焼却灰の処理も必要です。それに比べ、川辺町方式は、普通の焼却施設で設備費を安く、焼却灰が含まれる煙は外に出さないで、大気中にダイオキシンは拡散されない、その気になればダイオキシン類無害化装置も3億円でできる。仮に無害化した焼却灰の再利用がコスト高になったとしても、高温熔融炉方式よりも安上がりになると思います。我々はいろんな事情を踏まえ、自費で川辺町まで飛んだんです。そうした気持ちも汲み取ってもらい、コンサルタントの答申をうのみにするのではなく、自分たちの頭を使って総合的に検討してもらいたいと思います。市長の考えを伺います。

次の問題は、地域活性化を目指す協力体制の確立についてであります。地域活性化、ひいては吉岐市の活性化を図るためには、みんなで知恵を出し合い、協力し合うことが大事であります。このことはだれもが理解しているところでありますが、それぞれの思いが相手にうまく伝わらない実態があると思います。

このたび、住民の方々からのお話で、このことを痛感しましたので提言したいと思います。8月は盆の月であり、それに伴う買い物はされますが、初盆を迎えられる方々は8月上旬から盆供養をされます。それとのかかわりで生じた問題ですが、話の内容は初盆のために買い物を郷ノ浦の店でしようと思いい、日曜日に出かけたところ店は休みだった。自分たちは勤めているので、商店での買い物は日曜日しかできない。休みがあることは知っているが、盆の準備をする時期は特別ではないか、商店での買い物をと思ってもこれではスーパーに行かざるを得ないというものです。今、農業をされている方の大半は、勤務の傍ら農業に従事する形になっていますので、農家の多くがこの方と同じような状態にあると思います。そうした中で、この方のように町の活性化のために協力したいという気持ちのある方は大勢おられると思います。しかし、その気持ちが町の部の人たちにうまく伝わっていないと言えるのではないのでしょうか。同時に、町部の人たちの気持ちも農家の人たちにうまく伝わっていない側面もあると思います。

また、別の場所では、すぐれた農産物を生産するために努力されている農家の皆さんに頑張ってくださいと励ましてあげたいけれど、そういう場がないとの声がありました。これまでを振り

返って見ますと、住民と行政との意見交換はいろんな形で行なわれてきましたが、商店街を中心とした町部の人たちと農家の人たちとの意見交換、あるいは異業種間の意見交換といった民間同士での意見交換をする場はなかったと思います。また、新市になってからも地域審議会とあって、行政に物申す制度があります。しかし、これから吉岐市を活性化させるためには民間の活力に依存する必要があり、行政との関係だけでなく、民間同士の幅の広い協力体制を築く必要があります。初日に56番議員が異業種間の話し合いの場を提言されましたが、私と同じ考えだと思って聞いていました。できるだけ早くそういった体制をつくり上げてほしいのですが、それまでの間は行政が主催する会合などで、いろんな業種の人たちが集まるような場合は、行政との対話だけでなく、地域活性化の思いや意見を出し合う雰囲気づくりを意識的にやってほしいと思います。そうすれば、お互いが理解し合えるようになり、お互い参考にできる話も出るようになるのではないかと思います。そして、最終的には活性化委員会みたいなものにして、町部とそれ以外の地域の人たち、あるいは異業種間とかの形で意見交換が頻繁にあるいは定期的に行えるようにすべきと思いますが、このことについて市長の考えを伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 大浦議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 33番議員の質問にお答えをいたします。

まず、ごみ処理施設整備計画の策定について、るる質問がございました。大浦議員のおっしゃるとおり、平成16年8月4日、朝日新聞の記事に福井県敦賀市の民間廃物処理業者が福井県の許可を受けまして、昭和57年から処分場の受け入れを開始をいたし、県の許可は20万立方メートルに対し、許可容量を無視をいたしまして、平成12年6月までに120万立方メートルを無断に埋め立てた報道がなされておりました。

郷ノ浦、芦辺の焼却灰につきましては、宮崎県都城市の民間業者に年間640トン、処理費を2,300万円を予算計上し、処理委託しているところでございます。委託するには、各年度ごとに宮崎県へ事前協議、また宮崎県都城市保健所に持ち込み処分の通知が必要となっております。宮崎県では、自前の廃棄物については排出地区の責任において処理できる体制の構築に努力するよう長崎県を通じてこちらの方にも強く指導をいただいております。また、宮崎県へ事前協議する際は、持ち込む処分場が適性施設であるかどうか、これも重要ということで確認も義務づけられております。

議員がおっしゃいました川辺町焼却施設の採用申し入れについては、品川厚生委員長と大浦議員さんより話があった旨、復命がっております。ダイオキシン類無害化処理施設で焼却灰をエコレンがなどに再利用できる施設で、吉岐市焼却場整備にはぜひ導入をしてほしいシステムであるとこのように聞いているところでございます。また、今のお話ではレンが以外にセメントの方

にも使えるのじゃなからうかと、ぜひ検討してほしいというお話でございました。規模的には焼却灰を1日1.5トンの処理能力で事業費が約3億円とこういう報告も受けておるところでございます。吉岐と環境問題を考える会にも私も出席しておりましたが、川辺町方式の強い要望をいただきましたので、早速整備基本計画の中で処理方式に組み込んで検討するよう担当課に指示をしておりますので、整備計画書の中で提言がなされると考えております。

議員のおっしゃるとおり、施設整備には多額の費用が必要となってまいります。基本計画書につきましては、環境庁の外郭団体、社団法人日本環境衛生センターに580万円で契約も終わり、既に作業に入っております。本法人は環境庁との窓口もあり、公平適正な判断がいただけるものと核心をしているところでございます。吉岐市としての最重点課題でもありますので、川辺方式も含め、幾つかの処理方式、建設費、維持管理費、また吉岐市にふさわしい施設かなどにつきまして提言があると思いますので、6月議会でもお答えしておりましたとおり、処理方式につきましては検討委員会を組織をいたしまして、その中で検討をいただき、その結果につきましては議会全員協議会の報告し、議会の御意見を集約しながら決定をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地域活性化を目指す協力体制の確立についての御質問でございます。議員御指摘のとおり、商店街の営業時間のあり方には地域商店街の都合や、環境などいろいろ事情もあらうと思えますから、関係団体とも密な連携を図り、地域商業の活性化に努めたいと思えます。特に以前は、一番わかりやすく言うならば、納税の形でちょっと説明させていただきますが、吉岐の納税状況は、以前は集合税と今、会社からもらえる特別徴収税二通りでございますが、前は集合税の方が多かったんですね。ところが、今はそうじゃなくて逆転をしております。と申しますのは、前は1次産業、商業、非常にその従事者が多かった。そういうことで、納税者も多かったわけですが、最近におきましては勤めの方の方の比重が、金額が追い越しまして、逆転をしております。そういう環境の中では商業的にいいますならば、普段は平日が繁盛しておったかもわかりません。しかし、今申しますようにそういう状況で変化しております。これは、土曜、日曜型の商店街構築が今後商売人にも必要ということで、最近は何らかはそういう解消をされておりますが、御指摘のとおりお盆や、歳末、正月の時期は一番消費の多いときでございます。おもてなしのお心で接する環境を醸成しまして、市民一丸となって商いをする人、また購買をする人たちがそれぞれの立場で考える必要があらうと考えております。

水産業におきましては、平成13年度より地域漁業の活性化推進協議会を組織しております。そこで、この組織では地域資源を生かした体験プログラムを検討しております。その最たるものが磯遊びであり、またイカの一晩干しづくりなどの体験観光漁業であります。おかげさまで昨今では、九州、関西方面の中学生修学旅行団体の受け入れには大変好評を得ているところであります。

す。壱岐市といたしましても、合併を契機に壱岐の島全体を見据えた水産物、海を題材とした取り組みに連携を保ち、効果的、効率的に都市と離島の共生、対流の推進に努めているところであります。

農政面では、各生産部会ごとに振興策、活性化対策に取り組んでおるところでございますが、異業種間での意見交換や交流を深める機会は少ないのが現状であります。今後は横の連絡、連携は必要なことであります。そうした中、壱岐農業改良普及センターが主体となりまして、壱岐地域農漁村婦人団体連絡会を組織され、9月28日は連絡会の開催が計画されております。構成委員はJAの女性部、漁協婦人部、民宿婦人部、生活研究グループの婦人4団体に今回新たに商工会婦人部を加えたところで、生産から販売、消費に至る各業種の代表による組織化を図り、情報交換の場を持って研修する機会が図られているところでございます。今後、壱岐市といたしましても、女性団体に限らず、青少壮年部でも同様の業種の組織づくりを行い、JA、JF、商工会、観光協会の合同会議を持って、情報交換の機会を演出し、互いの現状を理解することにより、地域が一体となった地域興しや地産地消、ブランド化、購買力向上に向けた取り組みなどを積極的に進めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 33番、大浦議員。

議員（33番 大浦 利貞君） 先週の9日の新聞ですが、8日の日に北松浦郡の田平町のごみ処理場が従業員の2人がやけどを負う事故が起っておりましてけれども、多分これは新日鉄の熔融炉方式だろうというふうに思います。この新日鉄方式の熔融炉方式は、溶鉱炉でごみを燃やすのと同じシステムになっていますので、常にこういったやけどを負う事故が懸念されるということが指摘されておりました。そういった点で、高温熔融炉方式というのはいろいろ問題があるので、十分検討してほしいと思います。一般的に、ごみというのはたかがごみというふうに考えられますけれども、ごみ問題は地球規模の環境に関係した本当に奥の深い問題でございますので、その点十分自分たちで勉強し、頑張っていたきたいと思います。

それから、町の問題ですが、台風16号のときに年寄りの方が、台風が来る前に買い物をしようと思って郷ノ浦の町に行ったらシャッターが下りていたという不満をいただきました。それで、台風18号のときに私も郷ノ浦の町に行ってみましたら、ほとんどの店がシャッターが下りていました。よく観察すれば取り扱う商品等の関係で、その気持ちは十分わかります。けれども、中にはそれでも店をあけている店もありました。お客のことを考えて、店をあけているところがありましたし、それから八畑のミドリ薬局、ここは風当たりが強いし、閉めているだろうなと思って通りましたら、出入り口1カ所だけ、人が出入りできるように1カ所だけあけておりました。私、さすが根性が違うなというふうに思いましたけれども、このように町部の人たちと外部の人たち

の意見交換が、意思疎通ができれば、郷ノ浦の町の人たちももう少しやる気が出てくるんじゃないかというふうに思います。

以上、また市長の方で何か御答弁ありましたら、時間ありませんけれどもお願いしたいと思いますが。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 郷ノ浦の町が閉まっていたと、これ、ちょっと私も心配をするところがございますが、個人的に。今、議員が言われましたようにですね、やはり各種業会の横の連絡が必要でございます。壱岐には観光、1次産業すべてですね、非常にいいところ、これ連携をしなければ効果的になりません。もうぜひそういう機会をつくっていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 33番、大浦議員。

議員（33番 大浦 利貞君） 以上で終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、大浦議員の議員の一般質問を終わります。

・

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会いたします。

午後3時50分散会